大飯発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 審査資料

【火災防護設計のうち系統分離対策に伴う変更】

関西電力株式会社

大飯発電所 原子炉施設保安規定

(1) 大飯発電所における火災防護設計に係る系統分離対策に伴う変更 大飯発電所における火災防護設計に係る系統分離対策に伴い、関連する 保安規定条文の変更を行う。

(変更)

・添付2 (火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時 の対応に係る実施基準)

以上

目 次

資料1:保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針

2:上流文書(設置許可)から保安規定への記載方針

3:上流文書(設計及び工事計画)から保安規定への記載方針

大飯発電所原子炉施設保安規定に係る説明資料 (保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針)

関西電力株式会社

目 次

- 1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針
- 2. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理
- 3. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載方針

(本資料において、ご説明する事項)

原子炉施設保安規定の変更認可申請においては、変更内容に関する下記の2点についてご確認いただく必要がある。

- ① 実用炉規則第92条第1項各号及び「実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準」(以下「保安規定審査基準」という。)に定める基準に適合するものであること。
- ② 原子炉等規制法第43条の3の24第2項に定める「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないものであること」に該当しないこと。

そのため、本資料の説明の構成は次のとおり。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理

実用炉規則第92条第1項及び保安規定審査基準(以下、「審査基準等」という。)で要求される事項について、既認可の保安規定においてどの条項で対応しているかを整理している。

今回の変更認可申請において、審査基準等に適合する変更内容であることを説明するため、 審査基準等が要求する事項に対して直接的に該当する内容を変更するものについては変更有無 欄に「有」を記載し、「主要な変更対象の項目」として黄色ハッチングを行う。

また、審査基準等が要求する事項に対して、直接的に該当する内容の変更ではないものの、 条文単位で該当するものについては、変更有無欄にどの実用炉規則要求で変更するかを【OO 関連にて変更】と明示する。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

前項において抽出された「審査基準等-保安規定条文の変更」について、詳細な対比を行い、審査基準等に適合する変更内容であること、又は審査基準等が要求する事項に影響のない変更内容であることを「保安規定の記載の考え方」欄でご説明する。

また、保安規定の変更内容に対応する社内標準(2次文書)の変更概要を記載する。

補足説明資料

必要により、変更内容の詳細事項を説明する。

2. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理

下表において、変更対象となる保安規定条文に該当する保安規定審査基準を示す。

	:	主要な変更対象の項目
--	---	------------

(1)第1編(3号炉及び4号炉)

	保安規定審査基準(実用炉)	傷	安規定条文	変更有無
実用炉規則第 92	(H25.6.19 制定、R2.4.1 最終改正) 1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与	第2条の2	関係法令および本規	=
条第1項第1号	を含む。) に関することについては、保安規定に基づき、要領	· · · · · ·	定の遵守	
【関係法令及び 保安規定の遵守	書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じ て定めるとともに、これを遵守することが定められているこ	第3条	品質マネジメントシ ステム計画	_
のための体制】	と。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。		八/名前國	
	特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。 2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、	第2条の2	関係法令および本規	_
	コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明	第 2 未り 2	定の遵守	
	確となっていること。			
実用炉規則第 92	1. 品質マネジメントシステム (以下「QMS」という。) につい	第3条	品質マネジメントシ	_
条第1項第2号 【品質マネジメ	ては、原子炉等規制法第43条の3の5第1項又は第43条の 3の8第1項の許可(以下単に「許可」という。)を受けたとこ		ステム計画	
ントシステム】	ろによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に			
	係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子 力規制委員会規則第2号)及び原子力施設の保安のための業務			
	万規制委員会規則第2号)及び原子万地蔵の保安のための業務 に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈 (原規			
	規発第1912257号-2(令和元年12月25日原子力規制を長金次字)と呼ばるではなった。			
	制委員会決定)) を踏まえて定められていること。			
	2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織	第3条	品質マネジメントシ	
	及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書 等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する		ステム計画	
	管理の程度が把握できるように定められていること。また、その意思の思			
	の内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程 度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、			
	定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。			
	3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法	第3条	品質マネジメントシ	_
	について明確にされていること。この具体的な方法について保 安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当		ステム計画	
	安焼たの下位又香も古めた又香や赤の中でためる場合には、 該文書体系について明確にされていること。			
	4 で脳事歴の但を担応しる歴歴はは20日とファルフェルアは、第	the o A	口所ニウバナバーン	
	4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要 領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守	第3条	品質マネジメントシ ステム計画	_
	するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、			
	3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における 位置付けが明確にされていること。			
実用炉規則第 92	1. 本店等における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき	第4条	保安に関する組織	_
条第1項第3号	措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められているこ	第5条	保安に関する職務	=
【発電用原子炉 施設の運転及び	٤.			
管理を行う者の	2. 工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために	第4条	保安に関する組織	=
職務及び組織】	講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第5条	保安に関する職務	_
実用炉規則第 92 条第 1 項第 4	1. 発電用原子炉の運転に関し、保安の監督を行う発電用原子炉主 任技術者の選任について定められていること。	第9条	原子炉主任技術者の 選任	=
号、5号、6号		hts - t-		
【発電用原子炉 主任技術者の職	2. 発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第43条の3の26第	第3条	品質マネジメントシ ステム計画	=
務の範囲等】	2 項において準用する第 42 条第 1 項に規定する要件を満たすこ	第5条	保安に関する職務	_
	とを含め、職務範囲及びその内容(発電用原子炉の運転に従事 する者は、発電用原子炉主任技術者が保安のために行う指示に	第6条	原子力発電安全委員 会	=
	従うことを含む。) について適切に定められていること。また、	第8条	原子力発電安全運営	_
	発電用原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。	第9条	委員会 原子炉主任技術者の	=
			選任	
		第 10 条	原子炉主任技術者の 職務等	_
	3. 特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すこと	第9条	原子炉主任技術者の	=
	がないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも工場又は事業所の保安組織から発電用		選任	
	ること。 なお、必り じも工物 又は事業所の床 女組織から光電用 原子炉主任技術者が独立していることが求められるものではな			
	<i>۷</i> ′۰。			
	4. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監	第3条	品質マネジメントシ	_
	督の責務を十分に果たすことができるようにするため、電気事		ステム計画	

	保安規定審查基準 (実用炉) (H25.6.19 制定、R2.4.1 最終改正)	保	安規定条文	変更有無
	業法第43条第4項に規定する要件を満たすことを含め、職務	第8条	原子力発電安全運営	_
	範囲及びその内容について適切に定められていること。また、 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監	第9条の2	委員会 電気主任技術者およ	_
	督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなさ	71, 0 716.2 2	びボイラー・タービ	
	れていること。	第10条の2	ン主任技術者の選任 電気主任技術者およ	_
		37 TO 3K *> 2	びボイラー・タービ	
			ン主任技術者の職務	
	5. 発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラー・ター ビン主任技術者が相互の職務について情報を共有し、意思疎通	第8条	原子力発電安全運営 委員会	-
	を図ることが定められていること。	第 10 条	原子炉主任技術者の	=
		第 10 条の 2	職務等 電気主任技術者およ	
			びボイラー・タービ	
			ン主任技術者の職務 等	
実用炉規則第 92	1. 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者(役務を供給する事	第 136 条	所員への保安教育	_
条第1項第7号 【保安教育】	業者に属する者を含む。以下「従業員」という。)について、保 安教育実施方針が定められていること。	第 137 条	請負会社従業員への 保安教育	_
	2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計	第 136 条	所員への保安教育	_
	画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められている こと。	第 137 条	請負会社従業員への 保安教育	_
	<u> </u>		体外积 月	
	3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。	第 136 条 第 137 条	所員への保安教育 請負会社従業員への	-
	/儿を推診りることが足めり40といること。	弗 137 宋	保安教育	_
	4. 燃料取替に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関す る業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教	第 137 条	請負会社従業員への	=
	る未務の権助を11 7 に未員については、コ政未務に床る床及取 育を実施することが定められていること。		保安教育	
	5. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起	第 136 条	所員への保安教育	_
	こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、 その見直しの頻度等について明確に定められていること。	第 137 条	請負会社従業員への 保安教育	-
実用炉規則第 92	1. 発電用原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められて	第 13 条	運転員等の確保	=
条第1項第8号 イからハまで	いること。			
【発電用原子炉	2. 発電用原子炉施設の運転管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。 3. 運転員の引継時に実施すべき事項について定められているこ	第 13 条の 2	運転管理業務	_
施設の運転に関 する体制、確認		第 15 条	運転管理に関する社	-
すべき事項、異		第 16 条	内標準の作成 引継	_
状があった場合 の措置等】	٤.			
	4. 発電用原子炉の起動その他の発電用原子炉の運転に当たって確			_
	認すべき事項について定められていること。	第 17 条	原子炉起動前の確認 事項	_
	5. 地震、火災、有毒ガス (予期せず発生するものを含む。) 等の 発生時に講ずべき措置について定められていること。	第 18 条	火災発生時の体制の 整備	_
		第 18 条の 2	内部溢水発生時の体 制の整備	_
		第 18 条の 2	火山影響等発生時の	_
		の 2 第 18 条の 3	体制の整備 その他自然災害発生	=
		tita - tr	時等の体制の整備	
		第 18 条の 3 の 2	有毒ガス発生時の体 制の整備	_
		第 18 条の 4	資機材等の整備	_
		第 18 条の 5	重大事故等発生時の 体制の整備	_
		添付 2	火災、内部溢水、火山 影響等、自然災害およ	【実用炉規則第92条
			び有毒ガス発生時の対 応に係る実施基準	第1項第16号(保安 規定審査基準第1項
			(第 18 条、第 18 条の 2、第 18 条の 2 の 2、第	(1) イ) 関連にて
			18条の3および第18条の3の2関連)	変更】
		添付3	重大事故等および大	_
			規模損壊対応に係る実施基準	
			(第 18 条の 5 および 第 18 条の 6 関連)	
	6. 原子炉冷却材の水質の管理について定められていること。 7. ※雰囲原子炉焼製の重要な機能に関して、安全機能を有するる。	第19条	水質管理	_
	7. 発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系 統及び機器、重大事故等対処設備(特定重大事故等対処施設を	第 20 条 第 21 条	停止余裕 臨界ボロン濃度	
	構成する設備を含む。)等について、運転状態に対応した運転上の制限(Limiting Conditions for Operation、N.F. [L.C.O.]	第 22 条	減速材温度係数	_
	の制限(Limiting Conditions for Operation。以下「LCO」 という。)、LCOを逸脱していないことの確認(以下「サーベ	第 23 条 第 24 条	制御棒動作機能 制御棒の挿入限界	-
	2011	勿44木	リリーサイキャノフ甲ノトリ以介	

保安規定審査基準 (実用炉) (H25.6.19 制定、R2.4.1 最終改正)		保安規定条文	変更有無
イランス」という。) の実施方法及び頻度、LCOを逸脱した場	第 25 条	制御棒位置指示	_
合に要求される措置(以下単に「要求される措置」という。) 並	第 26 条	炉物理検査 ーモー	_
びに要求される措置の完了時間(Allowed Outage Time。以下「AOT」という。)が定められていること。	第 27 条	ド 1- 炉物理検査 -モー	
なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前 提条件又はその他の設計条件を満足するように定められている	第 28 条	ド2- 化学体積制御系(ほ	
2 t.	免 40 米	10子体質制御示(なう酸濃縮機能)	
	第 29 条	原子炉熱出力	_
	第 30 条	熱流束熱水路係数 (F ₀ (Z))	_
	第 31 条	核的エンタルピ上昇	-
	第 32 条	熱水路係数 (F ^N ΔH) 軸方向中性子束出力	
	第 33 条	偏差 1/4 炉心出力偏差	
		計測および制御設備	
	第 34 条 第 35 条	可例わよい制御政備 DNB比	
	第 36 条	1 次冷却材の温度・ 圧力および 1 次冷却	_
		材温度変化率	
	第 37 条	1 次冷却系 -モー ド3-	_
	第 38 条	1 次冷却系 ーモー	-
	第 39 条	ド4- 1 次冷却系 -モー	_
	知の米	ド 5 (1 次冷却系満	_
	the 10 M	水) -	
	第 40 条	1 次冷却系 - モー ド 5 (1 次冷却系非満	_
	第 41 条	水) - 1 次冷却系 -モー	
	第41 未	ド 6(キャビティ高	
	tota i o Al	水位) —	
	第 42 条	1 次冷却系 -モー ド 6 (キャビティ低	=
		水位)-	
	第 43 条	加圧器	
	第 44 条	加圧器安全弁	
	第 45 条	加圧器逃がし弁	=
	第 46 条	低温過加圧防護	_
	第 47 条 第 48 条	1 次冷却材漏えい率 蒸気発生器細管漏え	
	第 49 条	い監視 余熱除去系への漏え	
		い監視	
	第 50 条	1 次冷却材中のよう 素 131 濃度	_
	第 51 条	蓄圧タンク	_
	第 52 条	非常用炉心冷却系 -モード1、2 および	_
		3-	
	第 53 条	非常用炉心冷却系	_
	第 54 条	燃料取替用水ピット	=
	第 56 条	原子炉格納容器	_
	第 64 条	原子炉格納容器スプレイ系	=
	第 65 条	アニュラス空気浄化	=
	## CC P	系	
	第66条	アニュラス	<u> </u>
	第67条	主蒸気安全弁主蒸気隔離弁	<u> </u>
	第 68 条 第 69 条	主給水隔離弁、主給	<u> </u>
	勿り水	水制御弁および主給	
	松 50 8	水バイパス制御弁	
	第70条	主蒸気逃がし弁	
	第71条 第72条	補助給水系 復水ピット	
	第73条	原子炉補機冷却水系	<u> </u>
	第74条	原子炉補機冷却海水	
	第 75 条	新 制御用空気系	
	第 76 条	中央制御室非常用循	
		環系	
	第77条	安全補機室空気浄化 系	-

	(H25. 6. 19 制定、R2. 4. 1 最終改正)	第 79 条		
		N1 10 N	ディーゼル発電機	=
			ーモード 1、2、3 お よび4-	
		第 80 条	ディーゼル発電機	-
			ーモード 1、2、3 お	
		第 81 条	よび4以外- ディーゼル発電機の	=
		W 01 W	燃料油、潤滑油およ	
		第 82 条	び始動用空気 非常用直流電源 -	
		免 04 米	チ 市 市 巨 爪 电 / M - ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー	_
			び 4ー	
		第 83 条	非常用直流電源 - モード 5、6 および照	_
			射済燃料移動中一	
		第 84 条	所内非常用母線 ー	_
			モード 1、2、3 およ び4-	
		第 85 条	所内非常用母線 -	_
			モード 5、6 および照 射済燃料移動中-	
		第 86 条	1 次冷却材中のほう	_
			素濃度 -モード 6	
		第 87 条	原子炉キャビティ水 位	
		第 88 条	原子炉格納容器貫通	_
			部	
		第 89 条	使用済燃料ピットの 水位および水温	_
		第 90 条	重大事故等対処設備	_
		第 90 条の 2	特重施設を構成する 設備	
		第 91 条	1 次冷却系の耐圧・	_
		第 91 条の 2	漏えい検査の実施 安全注入系逆止弁漏	_
	8. サーベイランスの実施方法については、確認する機能が必要と	第 92 条	えい検査の実施 運転上の制限の確認	_
	なる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認 (以下「実条件性能確認」という。) するために十分な方法 (事 故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確 認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。) が 定められていること。また、サーベイランス及び要求される措 置を実施する時期の延長に関する考え方、サーベイランスの際 のLCOの取扱い等が定められていること。			
	9. LCOを逸脱した場合について、事象発見からLCOに係る判断までの対応目安時間等を組織内規程類に定めること及び要求される措置等の取扱方法が定められていること。	第 93 条	運転上の制限を満足 しない場合	_
	10. LCOに係る記録の作成について定められていること。	第 95 条	運転上の制限に関す	_
	11. LCOを逸脱した場合のほか、緊急遮断等の異常発生時や監	第 13 条の 2	る記録 運転管理業務	=
	視項目が警報設定値を超過するなどの異状があった場合の基本	第 96 条	異常時の基本的な対	-
	的対応事項及び講ずべき措置並びに異常収束後の措置について 定められていること。	第 97 条	応 異常時の措置	_
	2 2 3 3 3 4 4 4 4 6 6	第 98 条	異常収束後の措置	_
		添付1	異常時の運転操作基	-
			準(第 97 条関連)	
	12. LCOが設定されている設備等について、予防保全を目的とした保全作業をその機能が要求されている発電用原子炉の状態においてやむを得ず行う場合には、当該保全作業が限定され、原則としてAOT内に完了することとし、必要な安全措置を定め、確率論的リスク評価(PRA:Probabilistic Risk Assessment)等を用いて措置の有効性を検証することが定められていること。	第 94 条	予防保全を目的とし た点検・保修を実施 する場合	-
		第 12 条	構成および定義	
		第19条の2	原子炉冷却材圧力バ	
実用炉規則第 92	1. 発電用原子炉の運転期間の範囲内で、発電用原子炉を運転する	第 12 条の 2	ウンダリ隔離弁管理 原子炉の運転期間	
条第1項第8号	1. 光电加水」が必要物が同グ型四方で、光电加水」がを遅れずることが定められていること。	24 10 W 1 7	ルハ J /y マノ (土 〒Aプリリ)	

	保安規定審查基準 (実用炉) (H25.6.19 制定、R2.4.1 最終改正)	保	安規定条文	変更有無
【発電用原子炉 の運転期間】	2. 取替炉心の安全性評価を行うことが定められていること。なお、取替炉心の安全性評価に用いる期間は、当該取替炉心についての燃料交換の間隔から定まる期間としていること。	第 102 条	燃料の取替等	_
	3. 実用炉規則第92条第2項第1号に基づき、実用炉規則第92条第1項第8号ニに掲げる発電用原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合は、申請書に発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書 (発電用原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、実用炉規則第82条第4項の見直しの結果を記載した書類を含む。以下単に「説明書」という。)が添付されていること。	-	[手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし]	-
	4. 発電用原子炉ごとに、説明書に記載された①発電用原子炉を停止して行う必要のある点検及び検査の間隔から定まる期間、②燃料交換の間隔から定まる期間(発電用原子炉起動から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間)、のうちいずれか短い期間の範囲内で、実用炉規則第55条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、発電用原子炉の運転期間(定期事業者検査が終了した日から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間)が記載されていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に当たっては、発電用原子炉を起動してから定期事業者検査が終了するまでの期間も考慮していること。実用炉規則第82条第4項の見直しの結果の内容は、実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」(原管P発第1306198号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))を参考として記載していること。	_	〔手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし〕	_
	5. 特に、同結果において、発電用原子炉の運転期間の変更に伴う 長期施設管理方針の変更の有無及びその理由が明らかとなって いること。	_	〔手続きに関する事 項であり、保安規定 には、記載なし〕	_
	6.発電用原子炉の運転期間を延長する場合には、実用炉規則第5 5条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限と して、段階的に延長することとなっていること。	l	[運転期間の延長は 実施していないこと から、該当なし]	-
	7. 運転期間が13月を超える延長の場合には、当該延長に伴う許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した影響評価の結果が説明書に記載されていること。	_	〔運転期間の延長は 実施していないこと から、該当なし〕	_
	8. 説明書に記載された燃料交換の間隔から定まる期間については、期間を変更した後においても発電用原子炉の安全性について許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針を満たしていること。	_	[運転期間の延長は 実施していないこと から、該当なし]	_
実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号 ホ【発電用原子	1. 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施 設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成 及び審議事項について定められていること。	第6条	原子力発電安全委員 会 原子力発電安全運営	-
炉施設の運転の 安全審査】 実用炉規則第 92	1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するため	第110条の2	委員会 管理区域の設定・解	
条第1項第9号 【管理区域、保 全区域及び周辺 監視区域の設定	の措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事 項が定められていること。	添付 4	管理区域図(第 110 条の2および第111条 関連)	_
等】	2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域 及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放 射性物質濃度の基準値が定められていること。	第 111 条	管理区域内における 区域区分	_
	3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	第 112 条	管理区域内における 特別措置	-
	4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	第 113 条	管理区域への出入管 理	_
	5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。	第 113 条	管理区域への出入管 理	_
	6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守 させる措置が定められていること。	第 114 条	管理区域出入者の遵 守事項	_
	7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に 講ずべき事項が定められていること。	第 121 条 第 122 条	管理区域外等への搬 出および運搬 発電所外への運搬	_
	8. 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められて	第 115 条	保全区域	=
	いること。	添付 5	保全区域図(第 115 条関連)	_

	保安規定審査基準 (実用炉) (H25.6.19 制定、R2.4.1 最終改正)	保	安規定条文	変更有無
	9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視 区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定め られていること。	第 116 条	周辺監視区域	-
	10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第 123 条	請負会社の放射線防 護	_
		第 124 条	頻度の定義	1
実用炉規則第 92 条第 1 項第 10 号	1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定 等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにそ	第 106 条	放射性液体廃棄物の	_
采第1項第10号 【排気監視設備 及び排水監視設	等の放出管理に係る設備の設直及の機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。	第 107 条	管理 放射性気体廃棄物の 管理	=
備】	2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理 方法の一部として、第18号における施設管理に関する事項と 併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射 線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法 の一部として、第12号における放射線測定器の管理及び放射 線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	_	[1.の記載箇所についての説明であり、保安規定には記載なし]	_
実用炉規則第 92 条第1項第11号 【線量、線量当 量、汚染の除去	1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えない ための措置(個人線量計の管理の方法を含む。)が定められてい ること。	第 117 条	放射線業務従事者の 線量管理等	-
等】	2. 国際放射線防護委員会 (ICRP) が1977年勧告で示した 放射線防護の基本的考え方を示す概念 (as low as	第2条	基本方針	-
	reasonablyachievable。以下「ALARA」という。) の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。	第 110 条	放射線管理に係る基 本方針	_
	3. 実用炉規則第78条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面 汚染密度の明確な基準が定められていること。	第 118 条	床・壁等の除染	_
	4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。	第 119 条	外部放射線に係る線 量当量率等の測定	_
	5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	第 121 条	管理区域外等への搬 出および運搬	_
	6. 核燃料物質等(新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。)の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事	第 121 条	管理区域外等への搬 出および運搬	_
	業所の外での運搬中に関するものを除く。)が定められていること。なお、この事項は、第13号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 122 条	発電所外への運搬	_
	7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	-	〔クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし〕	-
	8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、 「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱い について(指示)」(平成20・04・21原院第1号(平成20	第105条の3	放射性廃棄物でない 廃棄物の管理	-
	年5月27日原子力安全・保安院制定(NISA-111a-08-1)))を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められて	第105条の4	事故由来放射性物質の降下物の影響確認	_
	いてもよい。	第 109 条	頻度の定義	-
	9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	第110条の2	管理区域の設定・解除	_
		第 111 条	管理区域内における 区域区分	_
		第 114 条	管理区域出入者の遵 守事項	_
		第 118 条	床・壁等の除染	-
		第 121 条	管理区域外等への搬 出および運搬	_
		添付 3	四および連飯 重大事故等および大 規模損壊対応に係る 実施基準(第18条の	_
実用炉規則第 92	1. 放射線測定器 (放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以	第 108 条	5 および第 18 条の 6 関連) 放出管理用計測器の	
条第1項第12号	1. 放射線例と器(放出管理用計例器及び放射線計例器を含む。以下同じ。)の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びに	27 100 木	管理	

	保安規定審査基準 (実用炉) (H25.6.19 制定、R2.4.1 最終改正)	保	安規定条文	変更有無
【放射線測定器 の管理及び放射 線の測定の方	その使用方法 (測定及び評価の方法を含む。) が定められていること。	第 120 条	放射線計測器類の管 理	_
法]	2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理 方法の一部等として、第18号における施設管理に関する事項 と併せて定められていてもよい。	_	[1.の記載箇所についての説明であり、保安規定には記載なし]	-
実用炉規則第 92	1. 工場又は事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済	第 99 条	新燃料の運搬	_
条第1項第13号 【核燃料物質の 受払、運搬、貯 蔵等】	燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置	第 100 条	新燃料の貯蔵	=
	その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設に おける貯蔵の条件等が定められていること。	第 103 条	使用済燃料の貯蔵	_
	おける別域の未件寺が足のり40でいること。	第 104 条	使用済燃料の運搬	_
	2. 新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に	第 99 条	新燃料の運搬	_
	関することが定められていること。なお、この事項は、第11 号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められて いてもよい。	第 104 条	使用済燃料の運搬	_
	3. 燃料取替に際して、炉心の核的制限値及び熱的制限値の範囲内で運転するために取替炉心の安全性評価を許可を受けたところによる安全評価と同様に行った上で燃料装荷実施計画を定めること及び燃料移動手順に従うこと等が定められていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書において取替炉心ごとに管理するとした項目が、取替炉心の安全性評価項目等として定められていること。	第 102 条	燃料の取替等	_
実用炉規則第 92 条第1項第14号 【放射性廃棄物 の廃棄】	1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並び に運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められている こと。	第105条の2	放射性固体廃棄物の 管理	_
3-311-2	2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又 は事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。)に関する	第105条の2	放射性固体廃棄物の 管理	_
	行為の実施体制が定められていること。	第105条の5	輸入廃棄物の管理	_
	3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為 (工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。) に係る 体制が構築されていることが明記されていること。なお、この 事項は、第11号及び第13号における運搬に関する事項と併 せて定められていてもよい。	第105条の2	放射性固体廃棄物の 管理	_
	4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第 106 条	放射性液体廃棄物の管理	-
	5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第 107 条	放射性気体廃棄物の 管理	_
	6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、評価等)について定められていること。	第 119 条の 2	平常時の環境放射線 モニタリング	=
	7. ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが 定められていること。	第2条	基本方針	_
		第 105 条	放射性廃棄物管理に係る基本方針	_
中田村田田第 00	1 取為吐)>供之 亚带吐动之取鱼吐)>中标中《老市西》中中之上	第 100 条	頻度の定義	=
実用炉規則第 92 条第 1 項第 15 号	1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	第 126 条 第 127 条	原子力防災組織 原子力防災要員	_
【非常の場合に 講ずべき措置】		第 127 采	原子力防災資機材等の整備	_
war / C 10 巴.1	2. 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。	第 128 条	原子力防災資機材等の整備	_
	3. 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報	第 129 条	通報経路	=
	することが定められていること。	第 131 条	通報	_
	4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別 措置法(平成11年法律第156号)第7条第1項の原子力事 業者防災業務計画によることが定められていること。	第 126 条	原子力防災組織	-
	5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及 び緊急時における活動を実施することが定められていること。	第 132 条	原子力防災体制等の 発令	_
		第 133 条	応急措置	
		第 134 条	緊急時における活動	=

	保安規定審查基準 (実用炉) (H25.6.19 制定、R2.4.1 最終改正)	保	安規定条文	変更有無
	6. 次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 (1) 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 (2) 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 (3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。	第127条の2	緊急作業従事者の選定	-
	7. 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理(放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。)、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容が定められていること。	第134条の2	緊急作業従事者の線 量管理等	-
	8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。	第 135 条	原子力防災体制等の 解除	-
	9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。	第 130 条	原子力防災訓練	_
実用炉規則第 92 条第1項第16号 【設計想定事象	1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。	_	_	_
等に係る発電用 原子炉施設の保 全に関する措 置】	(1) 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。	=	_	_
	イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その 他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関するこ と。	第 18 条	火災発生時の体制の 整備	_
		添付 2	火災、内部溢水、火山 影響等、自然災害およ 可毒ガス発生時の対 応に係る実施基準 (第18条、第18条の 2、第18条の2の2、第 18条の3および第18条 の3の2関連)	有
	ロ 火山現象による影響(影響が発生するおそれを含む。以下 「火 山影響等」という。)① 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能	第 18 条の 2 の 2	火山影響等発生時の 体制の整備	I
	を維持するための対策に関すること。 ② ①に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。 ③ ②に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。	添付 2	火災、内部溢水、火山 影響等、自然災害およ び有毒ガス発生時の対 応に係る実施基準 (第18条、第18条の 2、第18条の2の2、第 18条の3および第18条 の3の2関連)	【実用炉規則第92条 第1項第16号(保安 規定審査基準第1項 (1)イ)関連にて 変更】
	 1 重大事故に至るおそれのある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)又は重大事故(以下「重大事故等」という。) ① 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 ② 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止する。 	第 18 条の 5	重大事故等発生時の体制の整備	-
	るための対策に関すること。 ③ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 ④ 重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 ⑤ 重大事故等(原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものを除く。)発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策(上記①から④までの対策に関することを含む。)に関すること。 ⑥ 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。	添付 3	重大事故等および大 規模損壊対応に係る 実施基準 (第18条の 5 および第18条の6 関連)	_
	二 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他の テロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊(以下 「大規模損壊」という。)① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合に おける消火活動に関すること。	第 18 条の 6	大規模損壊発生時の 体制の整備	_

保安規定審査基準 (実用炉) (H25.6.19 制定、R2.4.1 最終改正)	伢	安規定条文	変更有無
 ② 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。 ③ 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。 ④ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。 ⑤ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。 ⑥ 重大事故等(原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものに限る。)発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策に関すること。 (2)(1)に掲げる措置のうち重大事故等発生時又は大規模損壊 	添付3	重大事故等および大 規模損壊対応に係る 実施基準 (第18条の 5 および第18条の6 関連)	1
発生時におけるそれぞれの措置に係る手順については、それぞ れ次に掲げるとおりとすること。			
イ 重大事故等発生時 ① 許可を受けた対応手段、重要な配慮事項、有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項が定められ、定められた内容が重大事故等に対し的確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。 ② 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方が定められていること。 原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、格納容器圧力逃がし装置を設けている場合、格納容器代替循環冷却系又は格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手順を、格納容器圧力逃がし装置による手順に優先して実施することが定められているとともに、原子炉格納容器内の圧力が高い場合など、必要な状況においては確実に格納容器圧力逃がし装置を使用することが定められていること。 ③ 措置に係る手順の優先順位や手順着手の判断基準等(②に関するものを除く。) については記載を要しない。	添付3	重大事故等および大 規模損壊対応に係る 実施基準 (第18条の5および 第18条の6関連)	_
ロ 大規模損壊発生時 定められた内容が大規模損壊に対し的確かつ柔軟に対処するこ とを妨げるものでないこと。	添付 3	重大事故等および大 規模損壊対応に係る 実施基準(第18条の 5 および第18条の6 関連)	-
(3) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育 及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生 時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活 動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年 1回以上定期に実施すること及び重大事故等対処施設の使用を 開始するに当たって必要な教育及び訓練をあらかじめ実施する こと。	添付 3	重大事故等および大 規模損壊対応に係る 実施基準 (第18条の 5および第18条の6 関連)	-
(4) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源 車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、	第 18 条	火災発生時の体制の 整備	=
照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付ける こと。	第 18 条の 2	内部溢水発生時の体 制の整備	_
	第 18 条の 2 の 2	火山影響等発生時の 体制の整備	_
	第18条の3	その他自然災害発生時等の体制の整備	
	第 18 条の 3 の 2	有毒ガス発生時の体制の整備	
	第 18 条の 4 第 18 条の 5	資機材等の整備 重大事故等発生時の	=
	第 18 条の 6	体制の整備 大規模損壊発生時の 体制の整備	=
	添付 2	体制の整備 火災、内部溢水、火山 影響等、自然災害およ び有毒ガス発生時の対 応に係る実施基準 (第18条、第18条の 2、第18条の2の2、第 18条の3および第18条 の3の2関連)	【実用炉規則第92条 第1項第16号(保安 規定審査基準第1項 (1)イ)関連にて 変更】
	添付 3	重大事故等および大 規模損壊対応に係る 実施基準(第18条の 5 および第18条の6 関連)	_
(5) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要 な体制を整備すること。	添付 3	重大事故等および大 規模損壊対応に係る 実施基準(第18条の 5および第18条の6 関連)	-

	保安規定審查基準 (実用炉) (H25.6.19 制定、R2.4.1 最終改正)	保	安規定条文	変更有無
	2. 重大事故等又は大規模損壊が発生した場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するために必要があると認めるときは、組織内規程類にあらかじめ定めた計画及び手順にとらわれず、発電用原子炉施設の保全のための所要の措置を講ずることが定められていること。	添付 3	重大事故等および大 規模損壊対応に係る 実施基準 (第 18 条の 5 および第 18 条の 6 関連)	-
実用炉規則第 92	1. 発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成	第 138 条	記録	-
条第1項第17号 【記録及び報告】	し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。	第3条	品質マネジメントシ ステム計画	-
	2. 実用炉規則第67条に定める記録について、その記録の管理に関すること(計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。)が定められていること。	第 138 条	記録	+
	3. 発電所長及び発電用原子炉主任技術者に報告すべき事項が定め	第 139 条	報告	_
	Shrvace.	第 10 条	原子炉主任技術者の 職務等	_
	4. 特に、実用炉規則第134条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。	第 139 条	報告	-
	5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に 明記されていること。	第 139 条	報告	_
実用炉規則第 92 条第 1 項第 18 号	1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並び にこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使 田前事業者体本、定期事業者検本、保安のための世際等に係る	第 14 条	巡視点検	_
【発電用原子炉	用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る	第 125 条	施設管理計画	-
施設の施設管理】	運用ガイド」(原規規発第1912257号-7(令和元年12	第125条の2	設計管理	-
理】	月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること。	第125条の3	作業管理	_
	2. 発電用原子炉施設の経年劣化に係る技術的な評価に関することについては、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」を参考とし、実用炉規則第82条に規定された発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施するための手順及び体制を定め、当該評価を定期的に実施することが定められていること。	第125条の6	原子炉施設の経年劣 化に関する技術的な 評価および長期施設 管理方針	-
	3. 運転を開始した日以後30年を経過した発電用原子炉については、長期施設管理方針が定められていること。	添付6	長期施設管理方針 (第125条の6関連)	_
	4. 実用炉規則第92条第1項第18号に掲げる発電用原子炉施設 の施設管理に関することを変更しようとする場合(実用炉規則 第82条第1項から第3項までの規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第4項の規定により長期施設管理方針を変 更しようとする場合に限る。)は、申請書に実用炉規則第82条 第1項、第2項若しくは第3項の評価の結果又は第4項の見直しの結果を記載した書類(以下「技術評価書」という。)が添付されていること。	_	[手続きに関する事項であり保安規定には記載なし]	
	5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「実用発電用原子 炉施設における高経年化対策の実施ガイド」を参考として記載 されていること。	添付 6	長期施設管理方針 (第125条の6関連)	_
	6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。	第125条の4	使用前事業者検査の 実施	_
		第125条の5	定期事業者検査の実 施	
	7. 燃料体に関する定期事業者検査として、装荷予定の照射された 燃料のうちから選定したものの健全性に異常のないことを確認 すること、燃料使用の可否を判断すること等が定められている こと。	第 101 条	燃料の検査	-
実用炉規則第 92 条第1項第19号 【技術情報の共 有】	1. プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた 保安に関する技術情報をBWR事業者協議会、PWR事業者連 絡会等の事業者の情報共有の場を活用し、他の発電用原子炉設 置者と共有し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるた めの措置が定められていること。	第 125 条	施設管理計画	-
実用炉規則第 92 条第1項第 20 号 【不適合発生時	1. 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。	第3条	品質マネジメントシ ステム計画	_
の情報の公開】	2. 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録 等に必要な事項が定められていること。	第3条	品質マネジメントシ ステム計画	_

	保安規定審査基準 (実用炉) (H25.6.19 制定、R2.4.1 最終改正)	保	安規定条文	変更有無
実用炉規則第 92 条第1項第21号 【その他必要な	1. 日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電用 原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。	第1条	目的	-
事項】	2. 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。	第1条	目的	-

(2)第2編(1,2号炉)

	(十, 2 万) ((宋安規定審査基準 (廃止措置) (H25. 11. 27 制定、R2. 4. 1 最終改正)	伢		変更有無
実用炉規則第 92 条第 3 項第 1 号 【関係法令及び	1) 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の関与 を含む。) に関することについては、保安規定に基づき、要領	第 143 条	関係法令および本規 定の遵守	_
保安規定の遵守のための体制】	書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。 特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	第 144 条	品質マネジメントシ ステム計画	-
	2) 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、 コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。	第 143 条	関係法令および本規 定の遵守	-
実用炉規則第 92 条第 3 項第 2 号 【品質マネジメ ントシステム】	1) 品質マネジメントシステム (以下「QMS」という。) については、法第43条の3の5第1項又は第43条の3の8第1項の許可(以下単に「許可」という。) 若しくは法第43条の3の8第1項の許可(以下単に「許可」という。) 若しくは法第43条の3の34第2項の認可を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号)及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈(原規規発第1912257号-2(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を踏まえて定められていること。 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。	第 144 条	品質マネジメントシ ステム計画	-
	2) 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。	第 144 条	品質マネジメントシ ステム計画	-
実用炉規則第 92 条第 3 項第 3 号 【廃止措置に係 る品質マネジメ ントシステム】	前項に加え、廃止措置の実施に係る組織、文書規定等を定めること。廃止措置の段階に応じて、保安の方法等が明確に示されていること。	第 144 条	品質マネジメントシ ステム計画	-
実用炉規則第 92 条第 3 項第 4 号 【廃止措置を行 う者の職務及び 組織】	1)本店(本部)及び工場又は事業所における廃止措置段階の発 電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織 及び各職位の職務内容が定められていること。	第 145 条 第 146 条	保安に関する組織 保安に関する職務	-
THE THE STATE OF T	2) 廃止措置主任者の選任に関すること 廃止措置に係る保安の監督に関する責任者(以下「廃止措置 主任者」という。)として、核燃料物質や放射性廃棄物の取扱い 及び管理に関する専門的知識及び実務経験を有する者を廃止措 置の段階に応じて配置することが、その職務及び責任範囲と併 せて定められていること。また、廃止措置主任者が保安の監督 を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされ ていること。この際、以下の事項を考慮すること。 i.廃止措置主任者の選任及び配置に関すること 廃止措置主任者は、原子炉設置者(社長、理事長等)の下 で、組織の長以上の職位の者が、表1記載の資格を有する者か ら、廃止措置の段階に応じた専門的知識や実務経験及び職位を 考慮して選任すること及び当該主任者は、その職務の重要性か ら、組織の長等に対し、意見具申できる立場に配置すること。	第 149 条	廃止措置主任者の選任	_

		保安規定審査基準(廃止措置)	仔	R安規定条文	変更有無
b		(H25.11.27 制定、R2.4.1 最終改正) ii.廃止措置主任者の職務に関すること	第 150 条	廃止措置主任者の職	_
開きを行うこと。				務等	
て、特定、指導・助き合行うこと。					
は、各種マニュアルの場比、改成に当たり、その内容について、機会、指導・動音を行うと。					
#					
で、特金、特導・助売を行うこと。 も を安した「金の記念の報酬を行うこと。 も を安した「金の記念の報酬を行うこと。		精査、指導・助言を行うこと。			
 4. 保佐規定に係る監察の選起を行うこと。 8. 法令に基づく報告について、精索、指揮・助言を行うこと。 1. 施上提摩主任者の夏耳等の標盤。 1. 通出提及主任、保止提摩主任者の夏耳等の標盤。 1. 通過の長は、保止提摩主任者の夏耳等の標盤。 1. 通知の長は、保止提摩主任者の夏耳等の標盤。 1. 他の指導・助言を管理すること。 2. が成止措置主任者を結核する経験とのでは、メル治置主任者の提及で発することを規模であることを選集しております。 2. の場合、株区は大き (株理の大きを経て)のでは、大き (株理・大きを経て)の場合となる全種用原子所施設については、当該組織による補佐業務が影響を受けないよう指揮命令系統を明確にすることは、当該組織による補佐業務が影響を受けないよう指揮命令系統を明確にすることを開露し、何々の原子形成置かり制度により、原止措度に対していることを開露し、何かの原子形成置がの組織規模等が多様であることを開露し、何かの原子形成置がの組織規模等が多様であることを開露し、何かの原子形成置がの組織規模等が多度では、「長度上標子代表の組織規模等が多様であることを開露し、何での原子形成置がの組織規模等がるとが成立し、「長度上標子代表の組織規模等がる」と、1. 原理・日本では、「長度上標子代の経験を必要しておくことを助けない。この場合、日本の原子の経験を当またが表しておくことを助けない。「大き (株理・大き (大き)を表しま (大き)を					
		11 2 11 2 11 2 11 2 11 2 1 2 2			
a. 総織の長は、集は指置主任名の意見県中等を棄棄すること。 b. 発電用原子が確認の能は特置と従来する者は、廃止措置主任 おの指導・助言を製室すること。 p. 廃止措置上任者を始化する組織 原止性数の対象となる報刊限子が確認については、その規模・当該施設を設置する工場とは事業所の組織規模等が多様であることを翻案し、個々の展子が認置する事態に、原止措置主任者の特性組織を設けることは妨げない。この場合、補佐組織が必の観客を兼容するとには、当該組織による補佐業務が影響を受けないよう指揮命令系統を明確にすること。 p. 原止措変の対象となる報明展子が譲渡については、その規模・設定を対象を受けることとを翻案し、個々の原子が設置を利用紙により、廃止措置主任者の代行者を助し、個々の原子が設置を利制所により、廃止措置については、「、原止措施を対象となる報明展子が実践を対しました。と対すない、よの場合、保安の実質に関する代育者の連任及び配置については、「、原止措施を対象を対しておいる主と、と対すない、この場合、保安の監督に関する代育者をした場合と対すない、この場合、保安の監督に関する代育者の連任及び配置に関することととがよります。 p. と同様の子様とすること。		g. 法令に基づく報告について、精査、指導・助言を行うこと。			
b. 米電用原子炉底砂底土積度に後する名は、廃止措度主任名の指導・助言を整重すること。 3. 廃止措度主任者を検集する記憶			第 150 条		-
iv. 廃止措置主任者を報信する組織				務寺	
廃止機関の対象となる発電用原子炉建設については、その規 視や当整度的を設置する工場又は事業の副職規模等か多様で あることを開業し、個々の原子炉設置者の判断により、廃止措 関注任者の補佐組機を設けることは放げない。 この場合、補佐組織を設けることは放けない。 、この場合、補佐組織を設けることは放けない。 、		者の指導・助言を尊重すること。			
様や当族施設を設置する工場文は事業所の組織規模等か多様であることを物業し、層の所子的環盤や判断により、廃止措置主任者の補佐組織を設けることは妨げない。この場合、補佐組織が他の職務を兼修するとさには、当該組織による補佐業務が影響を受けないよう指揮命令系統を明確にすること。 ***********************************		iv. 廃止措置主任者を補佐する組織	_	〔補佐組織を設置し	
あることを勘案し、個々の原子学設置者の判断により、廃止措置主任者の補佐組織を設けることは妨げない。 この場合、補佐組織が他の職務を養育するときには、当該組織による補佐業務が影響を受けないよう指揮命令系統を明確にすること。 v. 廃止措置主任者の代行者の選任及び配置 庭止措置の対象となる発電用原子学施設については、その規模等や診断能数を設置する工場又は主要類の組織規模等が多様であることを勘案し、個々の原子学設置者の判断により、廃止措置主任者の代行者をあらかじめ遺任し、配置しておくことを助げない。この場合、保安の監督に即づる代行者の運任及び配置に関すること」と」と順後の手続とすること。 なお、法第43条の3の34第2項の理上措置計画の認可を受けるとともに、発電用原子学の連集がを受けるとともに、発電用原子学の連集」を行うものではないことから、その后の保安規定の変更認可を受けた原子設置者に関する情報を対していては、、当該43条の3の96第1項の「発電用原子学の連集」を行うものではないことから、その后の保安規定の変更認可を受けた原子設置者については、成所の変性に多しない、同項の規定による当該基準規則原子学に係る発電用原子学主任技術を連接していては、「同項の規定による当該基準規則原子学に係る発電用原子学主任技術を連接していては、「同項の規定による当該基準を受けない」という。)について、保安教育支援を要しない、保安教育を考定することが定義のおれていること。 2) 従業員については、保安教育を実施することが定められていること。 2) 従業員について、保安教育を実施することが定められていること。 3) 従業員について、保安教育を実施することが定められていること。 4) 燃料取扱に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。 第207条 第207条 第207条 第4会会社従業員への保安教育 フース業的 相助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。 第207条 第6会社従業員への保安教育とないことを徹底する場合が保安規定への抵触を表していること。 5) 保安教育の内容について、関係ま令及び保安規定への抵触を起こないことを徹底する規定が良いの名は、第207条 第207条 第					
 農土任者の補佐組織を設けることは妨げない。この場合、熱性組織が他の職務を整修するときには、当該組織による補佐業務が影響を受けないよう指揮命令系統を明確にすること。 マ、廃止措置主任者の代行者の強任及び配置 廃止措置の対象となる発電用原子が施設については、その規模等や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多様であることを勤勢しました。別様への原子の程度者の判断により、廃止措置主任者の代古者をあらかじめ海任し、配置しておくことを妨けない。この場合、保安の監督し関ける代古者を勤進とび配置に関することと、支は、近路の目外形でかり表していること。 なお、発明自原子がの機能停止措置を行った場合は、当該発電用原子が配差すること。 なお、発電月原子がの機能停止措置を行った場合は、当該発電用原子がの機能停止が置していては、同項の規定による当該発電用原子がの機能停止措置を行った場合は、当該発電用原子がの機能停止措置を行った場合は、当該発電用原子がの機能停止措置を行った場合は、当該発電用原子がの機能停止措置を行う者ではないことから、その旨の保安規定の変更認可を受けた取子が設定するといっては、同項の規定による当該発電用原子が正係る発電用原子が主任技術者の選任を要しない。 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 第206条 所員への保安教育 「事業者に属する者を含む。以下「従業員」という」について、保安教育(展生教育実施力が定められていることと、保安教育実施力が定められていることと、会教育 第207条 第207条 諸負会社従業員への保安教育 「計画を定め、計画的に保安教育実施力がに基づいた保安教育実施 第206条 所員への保安教育 「本院と確認するとが定められていること。 第206条 所員への保安教育 「株定会社従業員への保安教育」「お登録を推定することが定められていること。 3)従業員について、保安教育実施力がに集づいた保安教育実施 第207条 第206条 所員への保安教育 「本206条 所員への保安教育」「本206条 所見のは、本206条 所見のなりにないないないないないないないないないないないないないないないないないないな				規定に記載なし」	
議による補佐業務が影響を受けないよう指揮命令系統を明確に すること。 v. 廃止措置主任者の代行者の遷任及び配置 廃止措置の対象となる発電用原子炉施設については、その規模等や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多核であることも撤案し、健々の原子が設置者の判断により、廃止措置主任者の代行者をあらかじめ選任し、配置しておくことを妨けない。この場合、保女の監督に関する代行者の遷任及が配置については、法第43条の3の34番の選任及び配置度については、法第43条の3の34番の選任及び配置度については、法第43条の3の3番を関係を関注に関することりと同様の手続とすること。 なお、法第43条の3の34番を選上の原子炉の機能停止措置を行った場合は、当該発電用原子炉については、法第43条の3の26第1項の予整定の変更認可を受けた原子炉設置者については、同項の規定による当該発電用原子炉に係る発電用原子炉主任技術者の選任を要しない。 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 第206条 所員への保安教育 「検索教育実施方針が定められていること。」 「株実製育工作の選集に対しる者を含む。以下「体変負」という。)について、保安教育実施方針が定められていること。 第206条 所員への保安教育 一		置主任者の補佐組織を設けることは妨げない。			
歴止措置の対象ととる発電用原子炉施設については、その規模等や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多度 であることを勘案し、個々の原子炉設置者の判断により、廃止 措置主任者の代育者をあらかじめ選任し、配置しておくことを 妨げない。この場合、保安の監管に関する代育者の選任及び配置に関するこ と」と同様の手続とすること。 なお、法第43条の3の34第2項の廃止措置計画の認可を 受けるとともに、発電用原子炉の機能停止措置を行った場合 は、当該発電用原子炉については、法第43条の3の26第1 項の「発電用原子炉に砂を機管性を受けた原子炉設置者については、 同項の規定による連接後電用原子炉に繰る発電用原子炉主任技 術者の選任を要しない。 業206条 所員への保安教育 事業者に属する者を含む、以下「従業員」という。)について、 保安教育実施力針が定められていること。 2)従業員について、保安教育実施力針に基づき、保安教育実施 計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められてい ること。 3)従業員について、保安教育実施力針に基づき、保安教育実施 大況を確認することが定められていること。 第206条 所員への保安教育 ー 第207条 請負会社従業員への 保安教育 第207条 請負会社従業員への 保安教育 第207条 請負会社従業員への 保安教育 第207条 請負会社従業員への 保安教育 第207条 請負会社従業員への 保安教育 第207条 請負会社従業員への 保安教育 第207条 請負会社従業員への 保安教育 第207条 前負会社従業員への 保安教育 第207条 前負会社従業員への 保安教育を実施することが定められていること。 第207条 前負会社従業員への 保安教育 第207条 前負会社従業員への 保安教育 第207条 前負会社従業員への 保安教育					
歴止措置の対象ととる発電用原子炉施設については、その規模等や当該施設を設置する工場又は事業所の組織規模等が多度 であることを勘案し、個々の原子炉設置者の判断により、廃止 措置主任者の代育者をあらかじめ選任し、配置しておくことを 妨げない。この場合、保安の監管に関する代育者の選任及び配置に関するこ と」と同様の手続とすること。 なお、法第43条の3の34第2項の廃止措置計画の認可を 受けるとともに、発電用原子炉の機能停止措置を行った場合 は、当該発電用原子炉については、法第43条の3の26第1 項の「発電用原子炉に砂を機管性を受けた原子炉設置者については、 同項の規定による連接後電用原子炉に繰る発電用原子炉主任技 術者の選任を要しない。 業206条 所員への保安教育 事業者に属する者を含む、以下「従業員」という。)について、 保安教育実施力針が定められていること。 2)従業員について、保安教育実施力針に基づき、保安教育実施 計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められてい ること。 3)従業員について、保安教育実施力針に基づき、保安教育実施 大況を確認することが定められていること。 第206条 所員への保安教育 ー 第207条 請負会社従業員への 保安教育 第207条 請負会社従業員への 保安教育 第207条 請負会社従業員への 保安教育 第207条 請負会社従業員への 保安教育 第207条 請負会社従業員への 保安教育 第207条 請負会社従業員への 保安教育 第207条 請負会社従業員への 保安教育 第207条 前負会社従業員への 保安教育 第207条 前負会社従業員への 保安教育を実施することが定められていること。 第207条 前負会社従業員への 保安教育 第207条 前負会社従業員への 保安教育 第207条 前負会社従業員への 保安教育		v.廃止措置主任者の代行者の選任及び配置	第 149 条	廃止措置主任者の選	_
であることを勘案し、個本の原子炉設置任し、配置しておくことを がげない。この場合、保安の監督に関する代行者の選任及び配置に関すること」と同様の手続とすること。 なお、法第43条の3の34第2項の廃止措置計画の認可を 受けるとともに、発電用原子炉の機能と単措置を行うた場合 は、当路発電用原子炉の運転」を行うものではないことから、そ の旨の保安規定の変更認可を受けた原子炉設置者については、 同項の規定による当該発電用原子炉に係る発電用原子炉主任技 術者の選任を要しない。 薬用炉規則第92 条第3項第5号 「廃止措置を行う者で高速力で呼吸を対で理を行う者(役務を供給する 事名に対する保 安教育実施方針が定められていること。 2) 発電用原子炉に原子炉に係る発電用原子炉主任技 (保安教育実施方針が定められていること。 2) 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施 計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められている こと。 第207条 第207条 第40余 第207条 第40余 第207条 第60条 第207条 第60条		廃止措置の対象となる発電用原子炉施設については、その規			
措置主任者の代行者をあらかじめ選任し、配置しておくことを 妨げない。この場合、保安の監督に関する代行者の選任及で配置 でいては、「・ 廃止措置主任者の選任及び配置に関すること。 とりと同様の手続とすること。 なお、法第43条の3の34第2項の廃止措置計画の認可を 受けるとともに、発電用原子炉の機能停止措置を行った場合 は、当該発電用原子炉の運転」を行うものではないことから、そ の旨の保安規定の変更認可を受けた原子貯設體者については、 同項の規定による当該発電用原子炉に係る発電用原子炉主任技 術者の選任を要しない。 実用炉規則第92 条第3項第5号 【廃止措置を行う者の選任の変更認可を受けた原子貯設體者については、 同項の規定による当該発電用原子炉に係る発電用原子炉主任技 術者の選任を要しない。 事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。) について、 保安教育実施方針が定められていること。 2) 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施 計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。 第206条 所員への保安教育 保安教育 「第207条 請負会社従業員への 保安教育 第207条 請負会社従業員への 保安教育 対沈を確認する主きが定められていること。 第207条 請負会社従業員への 保安教育 第207条 請負会社従業員への 保安教育を実施することが定められていること。 5) 保安教育の内容については、当該業務に係る保安 教育を実施することが定められていること。 5) 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を 起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安規定への抵触を 起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安規定への抵触を 起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安規定への抵触を 第207条 請負会社従業員への 保安教育 「 第207条 請負会社従業員への 保安教育					
置については、「1・廃止措置主任者の選任及び配置に関すること」と同様の手続とすること。 なお、法第 43 条の3 の3 4 第2 項の廃止措置計画の認可を受けるとともに、発電用原子炉の機能停止措置を行った場合は、当該発電用原子炉の運転」を行うものではないことから、その旨の保安規定の変更認可を受けた原子炉設置者については、同項の規定による当該発電用原子炉に係る発電用原子炉主任技術者の選任を要しない。 第 206 条 所員への保安教育 事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。) について、保安教育実施方針が定められていること。 事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。) について、保安教育実施方針が定められていること。 第 207 条 207		措置主任者の代行者をあらかじめ選任し、配置しておくことを			
と」と同様の手続とすること。 なお、法第43条の3の34第2項の廃止措置計画の認可を 受けるとともに、発電用原子炉の機能停止措置を行った場合 は、当該発電用原子炉については、法第43条の3の26第1 項の「発電用原子炉については、法第43条の3の26第1 項の「発電用原子炉については、法第43条の3の26第1 項の「飛安規定の変更認可を受けた原子が設置者については、同項の規定による当該発電用原子炉に係る発電用原子炉主任技 術者の選任を要しない。 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1)発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者(後務を供給する 事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。)について、保安教育 実施者に属する者を含む。以下「従業員」という。)について、保安教育 実施方針が定められていること。 2)従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施 計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められている。 第207条 第207条 第207条 第6会社従業員への 保安教育 対況を確認することが定められていること。 第207条 第2					
受けるとともに、発電用原子炉の機能停止措置を行った場合 は、当該発電用原子炉については、法第43条の3の26第1 項の「発電用原子炉に転りを行うものではないことから、そ の旨の保安規定の変更認可を受けた原子炉設置者については、 同項の規定による当該発電用原子炉に係る発電用原子炉主任技 術者の選任を要しない。 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 2)発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者(投務を供給する 事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。)について、 保安教育実施方針が定められていること。 2)従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施 計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。 第207条 第4の保安教育 第207条 第4の保安教育 第207条 第207条 請負会社従業員への 保安教育 が況を確認することが定められていること。 第207条 第207条 請負会社従業員への 保安教育 4)燃料取扱に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱股備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育 4)燃料取扱に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱股備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育 第207条 請負会社従業員への 保安教育 第207条 請負会社従業員への 保安教育 第207条 請負会社従業員への 保安教育を実施することが定められていること。 第207条 請負会社従業員への 保安教育 の 「所員への保安教育 「一 保安教育を実施することが定められていること。 第207条 請負会社従業員への 保安教育 の 「解告令及び保安規定への抵触を 第207条 前負会社従業員への 「保安教育」 「一 保安教育の内容とついて、関係法令及び保安規定への抵触を 超こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。 第207条 第207条 請負会社従業員への 「保安教育」 「一 保安教育」 「		と」と同様の手続とすること。			
は、当該発電用原子炉については、法第43条の3の26第1 項の「発電用原子炉の運転」を行うものではないことから、そ の旨の保安規定の変更認可を受けた原子炉設置者については、 同項の規定による当該発電用原子炉に係る発電用原子炉主任技 術者の選任を要しない。 東第3項第5号 【廃止措置を行う者(投務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。) について、保安教育を実施方針が定められていること。 ②)従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施 計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められている。 3)従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施 計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められている。 3)従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施 対況を確認することが定められていること。 第206条 所員への保安教育 一					
東用炉規則第 92 条第 3 項第 5 号 【廃止措置を行う者に及び管理を行う者(役務を供給する事業に属する者を含む。以下「従業員」という。)について、保安教育実施力針が定められていること。 第 200 条 所員への保安教育 - 第 207 条 請負会社従業員への保安教育 第 206 条 所員への保安教育 - 第 207 条 請負会社従業員への保安教育 2) 従業員について、保安教育実施力針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。 第 206 条 所員への保安教育 - 保安教育 3) 従業員について、保安教育実施力針に基づき、保安教育実施状況を確認することが定められていること。 第 206 条 所員への保安教育 - 保安教育 4) 燃料取扱に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。 第 207 条 請負会社従業員への保安教育 - 保安教育 4) 燃料取扱に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育 教育を実施することが定められていること。 第 207 条 請負会社従業員への保安教育 - 保安教育 5) 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。 第 206 条 所員への保安教育 - 保安教育					
実用炉規則第 92					
実用炉規則第 92 本事項については、以下のような事項が明記されていること。 第 206 条 所員への保安教育 - 【廃止措置を行う者に対する保安教育実施方針が定められていること。 事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。) について、保安教育実施方針が定められていること。 第 207 条 請負会社従業員への保安教育 - 2) 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。 第 206 条 所員への保安教育 - 3) 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。 第 206 条 所員への保安教育 - 4) 燃料取扱に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。 第 207 条 請負会社従業員への保安教育 - 5) 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。 第 206 条 所員への保安教育 - 第 207 条 第 207 条 請負会社従業員への保安教育 - - 5) 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。 第 207 条 請負会社従業員への保安教育 -					
条第3項第5号 【廃止措置を行う者に対する保安教育実施力針が定められていること。 1)発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者(役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。)について、保安教育実施力針が定められていること。 第207条 請負会社従業員への保安教育 (2)従業員について、保安教育実施力針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。 第206条 所員への保安教育 の保安教育 の保安教育 の保安教育 の保安教育 (3)従業員について、保安教育実施力針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。 第206条 所員への保安教育 の保安教育 の保安教育 の保安教育 の保安教育 の保安教育 の保安教育を実施することが定められていること。 (4)燃料取扱に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱股備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。 第207条 請負会社従業員への保安教育 の保安教育 の保安教育 の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を超こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。 第206条 所員への保安教育 の保安教育 の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。		術者の選任を要しない。			
【廃止措置を行う者に対する保安教育実施力針が定められていること。 事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。)について、保安教育実施力針が定められていること。 第 206 条 所員への保安教育 ー 第 207 条 請負会社従業員への保安教育 2) 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。 第 207 条 請負会社従業員への保安教育 ー 第 207 条 請負会社従業員への保安教育 4) 燃料取扱に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。 第 207 条 請負会社従業員への保安教育 ー 保安教育 5) 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。 第 206 条 所員への保安教育 ー 第 207 条 請負会社従業員への保安教育					-
う者に対する保安教育実施方針が定められていること。 (保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。 第206条 所員への保安教育		, , = =,,	第 207 条		_
2) 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。 第 206 条 所員への保安教育				,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	
計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。 3) 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施 状況を確認することが定められていること。 4) 燃料取扱に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。 5) 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。 第 207 条 請負会社従業員への保安教育 ー 第 206 条 所員への保安教育 ー 第 207 条 請負会社従業員への 保安教育	安教育】	2) 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施	第 206 条	所員への保安教育	_
3)従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施 状況を確認することが定められていること。 4)燃料取扱に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関 する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安 教育を実施することが定められていること。 5)保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を 起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。 第 206 条 所員への保安教育 ー 第 207 条 請負会社従業員への 保安教育 所員への保安教育 ー 第 207 条 請負会社従業員への 保安教育 所員への保安教育 ー 第 207 条 請負会社従業員への 保安教育 「無力の保安教育」 ー		計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められてい		請負会社従業員への	_
#				保安教育	
(保安教育) 4)燃料取扱に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。 5)保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。 第 206 条 所員への保安教育					-
4) 燃料取扱に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。 5) 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。 第 207 条 第 206 条 所員への保安教育 一 第 207 条 第 207 条		状況を確認することが定められていること。 	第 207 条		_
教育を実施することが定められていること。 5) 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を 起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内 容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。 第 206 条 所員への保安教育 一 第 207 条 請負会社従業員への 保安教育			第 207 条	請負会社従業員への	=
5) 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を 起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内 容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。 第 206 条 所員への保安教育 -		7 - 31-14 111 21 21 21 21 21 21 21 21 21 21 21 21		保安教育	
起こさないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。 第 207 条 請負会社従業員への保安教育			100		
容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。 保安教育					<u> </u>
			77 201 X		
- 実用炉規則第 92 ┃ 発電用原子炉を恒久的に運転停止するために誰すべき措置が定め ■ 第 156 冬 ┃ 原子炉の運転停止に ┃ —	実用炉規則第 92	発電用原子炉を恒久的に運転停止するために講ずべき措置が定め	第 156 条	原子炉の運転停止に	
条第3項第6号 られていること。 関する恒久的な措置	条第3項第6号	られていること。	70 TOO A		
【発電用原子炉 具体的には の運転停止に関 1)発電用原子炉の炉心に核燃料物質を装荷しないこと。		* **** **			
する恒久的な措	する恒久的な措	, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			
置】 2)原子炉制御室の原子炉モードスイッチを原則として停止から 「原子炉モードスイ ー ※廃止措置対象			_	*****	_
施設に核燃料 ないため、保安規定	施設に核燃料	他の位置に切り替えないこと。		ないため、保安規定	
物質が存在し に記載なし] ない場合を除 3) 核燃料物質の譲渡し先が明確になっていること。 第156条 原子炉の運転停止に -		3) 核燃料物質の鑑漉し生が旧確にかっていること	第 156 冬		
く。 第150 条 原子がの運転停止に ~ 第500 条 原子がの運転停止に ~ 第500 条 原子がの運転停止に ~ 第500 条 原子がの運転停止に ~ 第500 条 原子がの運転停止に ~ 第 1500 条 原子がの運転停止に ~ 第 150 を			力 100 末		_
実用炉規則第92 1)発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉 第147条 原子力発電安全委員 -	宝田后担則第 00	1) 攻張田匠フ尼佐乳の促生に関わり金囲車頂互が攻乗田匠フ尼	第 147 冬	百子力 於雲 宏 今 禾 昌	
- 大川水が延りない。1 - 1 / 出馬田原工炉側取り床をに戻りり出发す機及り出見出展工炉 馬14/米 原土月金重が主発目	★用水房則第 92				

	保安規定審査基準 (廃止措置) (H25.11.27 制定、R2.4.1 最終改正) 保安規定条文			変更有無
【発電用原子炉 施設の運転の安 全審査】	成及び審議事項について定められていること。	第 148 条	原子力発電安全運営 委員会	-
実用炉規則第 92 条第 3 項第 8 号	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するた	第177条の2	管理区域の設定・解 除	_
【管理区域、保 全区域及び周辺 監視区域の設定	めの措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき 事項が定められていること。	添付 4	管理区域図(第 110 条の2および第111条 関連)	-
監視区域の設定並びに立入制限】		添付 7	管理区域図(第 177 条の2および第178条 関連)	_
	2) 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。	第 178 条	管理区域内における 区域区分	_
	3) 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき 措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量 率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそ れのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	第 179 条	管理区域内における 特別措置	-
	4) 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。	第 180 条	管理区域への出入管 理	_
	5) 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定めら れていること。	第 180 条	管理区域への出入管 理	_
	6)管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。	第 181 条	管理区域出入者の遵 守事項	_
	7)管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際 に講ずべき事項が定められていること。	第 188 条	管理区域外等への搬 出および運搬	-
		第 189 条	発電所外への運搬	_
	8) 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。	第 182 条 添付 5	保全区域 保全区域図 (第 115	
		添付 8	条関連) 保全区域図(第 182	_
	9) 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監 視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定 められていること。	第 183 条	条関連) 周辺監視区域	_
	10) 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。	第 190 条	請負会社の放射線防 護	_
		第 191 条	頻度の定義	_
実用炉規則第 92 条第 3 項第 9 号	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測	第 173 条	放射性液体廃棄物の 管理	_
【排気監視設備 及び排水監視設 備】	定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、(17)における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、(11)における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 174 条	放射性気体廃棄物の 管理	-
実用炉規則第 92 条第 3 項第 10 号 【線量、線量当 量、汚染の除去 等】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置(個人線量計の管理の方法を含む。) が定められていること。	第 184 条	放射性業務従事者の線量管理等	_
等]	 国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念(as low asreasonably 	第 141 条	基本方針	_
	achievable。以下「ALARA」という。) の精神にのっとり、 放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められてい ること。	第 177 条	放射線管理に係る基 本方針	-
	3) 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質 等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。	第 188 条	管理区域外等への搬 出および運搬	_
	4) 実用炉規則第78条又は研開炉規則第73条に基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。	第 185 条	床・壁等の除染	-
	5) 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の 測定に関する事項が定められていること。	第 186 条	外部放射線に係る線 量当量率等の測定	-
	6) 核燃料物質等(新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を 除く。) の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は	第 188 条	管理区域外等への搬 出および運搬	_

	保安規定審査基準 (廃止措置) (H25.11.27 制定、R2.4.1 最終改正)	保	安規定条文	変更有無
	事業所の外での運搬中に関するものを除く。)が定められていること。なお、この事項は、(12)及び(13)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 189 条	発電所外への運搬	_
	7) 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成20・04・21原院第1号(平成20年5月27日原子力安全・保安院制定(NISA-111a-08-1))) を参考として記載していること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、(13)における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 171 条	放射性廃棄物でない 廃棄物の管理	-
	8) 法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、 同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、(13) における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。	第170条の3	放射能濃度確認対象 物の管理	-
	9) 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	第177条の2	管理区域の設定・解 除	_
		第 178 条	管理区域内における 区域区分	_
		第 181 条	管理区域出入者の遵 守事項	_
		第 185 条 第 188 条	床・壁等の除染 管理区域外等への搬	<u> </u>
実用炉規則第 92	本事項については、以下のような事項が明記されていること。	第 175 条	出および運搬放出管理用計測器の	
条第3項第11号	1) 放射線測定器(放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。		管理	_
【放射線測定器 の管理及び放射 線の測定の方 法】	以下同じ。) の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並び にその使用方法 (測定及び評価の方法を含む。) が定められてい ること。	第 187 条	放射線計測器類の管 理	_
	2) 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、(17) における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。		[1. の記載箇所につい ての説明であり、保 安規定には記載なし]	_
実用炉規則第 92 条第 3 項第 12 号	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1)核燃料物質の工場又は事業所内における運搬及び工場又は事	第 166 条 第 167 条	新燃料の運搬 新燃料の貯蔵	<u> </u>
【核燃料物質の 受払い、運搬の 扱い】 ※廃止措置対象 施質が終わしない場合を除 く。	業所の外における運搬に関すること。 ここでは、工場又は事業所における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること及び貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。また、新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)が定められていること。なお、この事項は、(10)及び(13)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第 168 条 第 169 条	使用済燃料の貯蔵 使用済燃料の運搬	-
実用炉規則第 92 条第 3 項第 13 号 【放射性廃棄物 の廃棄】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 放射性気体廃棄物の放出箇所及び放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第 174 条	放射性気体廃棄物の管理	_
	2) 放射性液体廃棄物の放出箇所、放出管理目標値及び基準値を 満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質 濃度の測定項目及び頻度が定められていること。	第 173 条	放射性液体廃棄物の 管理	_
	3) 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制(計画、実施、 評価等) について定められていること。	第186条の2	平常時の環境放射線 モニタリング	_
	4) ALARAの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	第 141 条	基本方針	-
	·	第 170 条	放射性廃棄物管理に 係る基本方針	-
	5) 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並 びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められてい ること。	第170条の2	放射性固体廃棄物の管理	-
	6) 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場 又は事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を含む。) に関す	第 170 条の 2	放射性固体廃棄物の 管理	_
	る行為の実施体制が定められていること。	第 172 条の 2	輸入廃棄物の管理	-
		U	1	<u> </u>

	保安規定審查基準 (廃止措置) (H25.11.27 制定、R2.4.1 最終改正)	保	安規定条文	変更有無
	7)放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、(10)及び(12)における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。	第170条の2	放射性固体廃棄物の 管理	-
		第 176 条	頻度の定義	
実用炉規則第 92	本事項については、以下のような事項が明記されていること。	第 194 条	原子力防災組織	=
条第 3 項第 14 号	1) 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定めら	第 195 条	原子力防災要員	_
【非常の場合に	れていること。	第 197 条	原子力防災資機材等	
講ずべき処置】	2) 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが 定められていること。	第 154 条	の整備 廃止措置管理に関す る社内標準の作成	_
		forte a co o fil	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
	3) 緊急事態発生時は定められた通報経路に従い、関係機関に通報することが定められていること。	第 198 条 第 200 条	通報経路 通報	<u>–</u> –
	4) 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。	第 194 条	原子力防災組織	_
	5) 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急処置 及び緊急時における活動を実施することが定められているこ	第 201 条	原子力防災体制等の 発令	=
	と。	第 202 条	応急措置	-
		第 203 条	緊急時における活動	
	6)次に掲げる要件に該当する放射線業務従事者を緊急作業に従事させるための要員として選定することが定められていること。 i. 緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。 ii. 緊急作業についての訓練を受けた者であること。 iii. 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業に従事する従業員は、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。	第 196 条	緊急作業従事者の選定	_
	7) 放射線業務従事者が緊急作業に従事する期間中の線量管理 (放射線防護マスクの着用等による内部被ばくの管理を含む。)、緊急作業を行った放射線業務従事者に対し、健康診断を 受診させる等の非常の場合に講ずべき処置に関し、適切な内容 が定められていること。	第 204 条	緊急作業従事者の線 量管理等	-
	8) 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。	第 205 条	原子力防災体制等の 解除	=
	9) 防災訓練の実施頻度について定められていること。	第 199 条	原子力防災訓練	_
実用炉規則第 92 条第 3 項第 15 号	本事項については、以下のような事項が明記されていること。	=	_	_
【設計想定事象 等に対する発電 用原子炉施設の 保全に関する措置】	1) 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針又 は法第43条の3の34第2項の認可を受けた廃止措置計画に 則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げ る措置を講ずることが定められていること。			
	i. 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げ	第 157 条	地震・火災等発生時の措置	-
	る事項(研究開発段階発電用原子炉にあっては、口に掲げる 事象を除く。)を含めること。	第 158 条	電源機能喪失時等の 体制の整備	=
	イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止 その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関 すること。	第 157 条	地震・火災等発生時の措置	-
	ロ 火山現象による影響 (影響が発生するおそれを含む。以下 「火山影響等」という。) 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機 能を維持するための対策に関すること。	第 158 条	電源機能喪失時等の体制の整備	-

	保安規定審査基準 (廃止措置) (H25.11.27 制定、R2.4.1 最終改正)	保	安規定条文	変更有無
	ハ 重大事故に至るおそれのある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)又は重大事故(以下「重大事故等」という。) 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。			
	 二 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊(以下「大規模損壊」という。) ① 大規模損壊予生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。 ② 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。 ③ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。 			
	ii. 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育 及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発 生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するため の活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞ れ毎年1回以上定期に実施すること。			
	iii. 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源 車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え 付けること。			
	iv. その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。			
実用炉規則第 92 条第 3 項第 16 号、17 号 【発電用原子炉 施設及び廃止措	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが、明確に記載されていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。	第 208 条第 144 条	記録 品質マネジメントシ ステム計画	-
置に係る保安に 関する適正な記 録及び報告】	2) 実用炉規則第67条又は研開炉規則第62条に定める記録について、その記録の管理に関すること(計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。)が定められていること。	第 208 条	記録	-
	3) 発電所長及び廃止措置主任者に報告すべき事項が定められていること。	第 209 条 第 150 条	報告 廃止措置主任者の職 務等	<u> </u>
	4) 特に、実用炉規則第134条各号又は研開炉規則第129条 各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生 した場合においては、例えば、経営責任者に確実に報告がなさ れる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責 任者の強い関与が明記されていること。	第 209 条	報告	-
	5) 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的 に明記されていること。	第 209 条	報告	-
実用炉規則第 92 条第 3 項第 18 号	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並	第 153 条	巡視	_
【発電用原子炉 施設の施設管 理】	びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における 使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係 る運用ガイド」(原規規発第1912257号-7(令和元年1	第 192 条	施設管理計画	
理】	る連用ガイド」(原規規発第1912257号ー7(令和元年1 2月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること(廃止措置計画の認可後に安全機能を維持する必要のあ	第192条の2	設計管理	_
	る施設の施設管理を含む。)。	第 192 条の 3	作業管理	_
	2) 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが 定められていること。	第192条の4	使用前事業者検査の 実施	_
		第192条の5	定期事業者検査の実施	_
実用炉規則第 92 条第 3 項第 19 号 【保安に関する 技術情報につい ての他の発電用 原子炉設置者と の共有】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 プラントメーカーなどの保守点検を行った事業者から得られた 保安に関する技術情報をBWR事業者協議会、PWR事業者連絡 会等の事業者の情報共有の場を活用し、他の原子炉設置者と共有 し、自らの発電用原子炉施設の保安を向上させるための措置が記 載されていること。	第 192 条	施設管理計画	_
実用炉規則第 92 条第 3 項第 20 号 【不適合に関す る情報の公開】	本事項については、以下のような事項が明記されていること。 1)発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が明確に定められていること。	第 144 条	品質マネジメントシ ステム計画	-

保安規定審査基準 (廃止措置) (H25.11.27 制定、R2.4.1 最終改正)		保	安規定条文	変更有無
	2) 情報の公開に関し、原子力施設情報公開ライブラリーへの登録等に必要な事項が定められていること。	第 144 条	品質マネジメントシ ステム計画	-
実用炉規則第 92	廃止措置作業の計画、廃棄物の管理、廃止措置の実施の管理に	第 151 条	構成および定義	_
条第3項第21号	ついて、必要な事項が記録されていること。	第 152 条	運転員の確保	=
【廃止措置の管		第152条の2	運転管理業務	-
理】		第 154 条	廃止措置管理に関す	=
			る社内標準の作成	
		第 155 条	引継	_
		第 157 条	地震・火災等発生時 の措置	_
		第 159 条	安全貯蔵措置	=
		第 160 条	工事の計画および実	=
			施	
		第 161 条	工事完了の報告	_
		第 162 条	使用済燃料ピットの 水温	=
		第 163 条	施設運用上の基準の 確認	_
		第 164 条	施設運用上の基準を 満足しない場合	=
		第 165 条	施設運用上の基準に関する記録	_
		第170条の2	放射性固体廃棄物の管理	_
		第 171 条	放射性廃棄物でない 廃棄物の管理	_
		第 172 条	事故由来放射性物質 の降下物の影響確認	_
		第 173 条	放射性液体廃棄物の 管理	_
		第 174 条	放射性気体廃棄物の 管理	_
		第 208 条	記録	_
実用炉規則第 92 条第 3 項第 22 号 【その他必要な 事項】	前各項に加えて、以下の内容を定めていること。 1)日常のQMSに係る活動の結果を踏まえ、必要に応じ、発電 用原子炉施設に係る保安に関し必要な事項を定めていること。	第 140 条	目的	_
	2) 保安規定を定める「目的」が、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止を図るものとして定められていること。	第 140 条	目的	_

項目	説 明 内 容
関連する実用炉規則	○「黒字」により、保安規定審査基準に関連する実用炉規則の内容 を記載する。
保安規定審査基準	○「黒字」により、保安規定審査基準の内容を記載する
記載すべき内容	○「黒字」により、保安規定に記載すべき内容を記載する。また、記載に当たっては、文書の体系がわかる範囲で記載する。○「黒字(赤下線)」により、保安規定の変更内容を記載する。
記載の考え方	○保安規定に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。○社内規定文書(2次文書等)に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。○保安規定及び社内規定文書(2次文書等)他に記載しない場合の考え方を記載する。
該当規定文書	○該当する社内規定文書 (2 次文書等) を記載する。
記載内容の概要	○該当する社内規定文書 (2 次文書等) の具体的な記載内容を記載する。

への記載内容
, 5
定
思
5保安規定
17
#
10
4
1
₹
2
きの要求事項に対する保
#
4
101/
子
6
供
盐
査基準の
14
墲
定
思
保安規
17 17/
#

			十つメントが行うしのアメジス・これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、	- T-7 - N4		# 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
関連する美用炉規則	保安規定審査基準		原十万施設保女規定当井よるもか	は、本の本の	44小里兴林	住内規定入書きお非古公の権用
10000000000000000000000000000000000000			記載 3 、3 いいか	匹乗ったイン	欧当院佐入青	に 東 ご か ご 気 氷
勇 92 杂(朱女規正) 第 1 項	美用炉規則第 92 条第 1 項第 1 号					
洗り 法第四十三条の三の二十四 第一項の規定による保安規						
定の認可を受けようとする	-	(関係法令および本規定の遵守)				
者は、認可を受けようとすってはよれます。		第2条の2				
る上後人は事業庁にでに、そらは、申記されません。			[変更なし]			
久行為この事団について来せ曲所が近そ トセゲー	とについては、保安規定に基					
スペイドイン、 1759 記載 - ケー 結判 ケ戸 ナナ 古当 州	しず、要領書、手順書んの他に任い語は、十十十二十十十二十十十二十十十二十十十二十十十二十十十二十十十二十十二十十二十	(昭輝 レ ペツメ ソトン メイ 4 計画) 育 5 6				
った下語 ヨッペン ング記文 国会 7 帯田 しなけ がばなっ	宋女に関する又書について、 東田 亜角 テトド・アルタン		「本田か」」			
ない。	国牧気やにぶして斥めらてしょう トナケギはナイト		ダガルし			
	いった、ことの前によっていた。					
一 関係法令及び保安規定	が、いわらの対害の位置付け					
の遵守のための体制(経	が明確になれているにと、特					
営責任者の関与を含む。)	に、経営責任者の積極的な関					
	与が明記されていること。					
	 2. 保安のための関係法令及び 「一下」	(関係法令および本規定の遵守)				
	保安規定の遵守を確実に行	第2条の2				
	ったる、ロントレイアンスになり、手に対して、		[変更なし]			
	係る体制が確実に構築され					
	たいることが明確となった ごろこと					
- 日暦レベジメントシス	- ままま (3) 条番 1 角巻 2					
- 四宮、ニック・・・・ アントの間中の アンに関する アン に	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7					
理基準規則第五条第四号	の「品質レネジメントシステム】					
に規定する手順書等(第三	「田宮、ナケノケーケンシ」 「田野レケジェント」	一部では、ことでのです。 出口の				
(重要) は、	I. 铝質ケインメントンイナゼ (21年「OMS-サビジーデ	(品質マネジメントシスアム計画) 種 5々				
いて単に「手順書等」とい	(次一・文が立) こ、 / ジ、 に ついては、原子 が等相制 決策	形の米	11111111111111111111111111111111111111			
う。)の保安規定上の位置	7. (は、次) // 中外間は分		【変更なし】			
付けに関することを含	# 5 米 5 5 5 5 7 5 7 5 7 5 8 年 1 項 9 8 年 1 項 9 6 年 1 項 9 8 年 1 項 9 年					
む。)。	おこの米 この米 この米 この だい 計画 に以下 単心 「評画」 アン					
	こ、グニナニニジョ・					
	からがあり、なり、原子力権					
	設の保安のための業務に係					
	る品質管理に必要な体制の					
	基準に関する規則 (令和2年					
	原子力規制委員会規則第2					
	号)及び原子力施設の保安の					
	ための業務に係る品質管理					
	に必要な体制の基準に関す					
	る規則の解釈(番号(原規規					
	発第1912257号-2					
	(令和元年12月25日原					
	子力規制委員会決定))を略					
	まえて定められていること。					
	2. 具体的には、保安活動の計	(品質マネジメントシステム計画)				
	画、実施、評価及び改善に係った。近年では、	第3条				
	ら 哲質文 今日哲学について、日本十二の十十二の十十二の十十二の十十二の十十二の十十二の十十二の十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十		[変更なし]			
	安全文化の育成及び維持の共享を表現でも					
	各割入于順事等の142両行り					
	か行めて、名電用原子が掲設でおれる 名音 しょく おおがずい 聞子 と 発音 の					
	の不久占別に퓑りの百年の					

7 町 東大 7 4							
		[変更なし]	[変更なし]		[変更なし] [変更なし]	[変更なし] [変更なし]	
下 不久然不审司的十		(品質マネジメントシステム計画) 第 3 条	(品質マネジメントシステム計画) 第3条		(保安に関する組織) 第4条 (保安に関する職務) 第5条	(保安に関する組織) 第4条 (保安に関する職務) 第5条	(原子炉主任技術者の選任) 第9条
びょう イップ 甲甲 ご 田 日	性及がで揺ってるようにな められていること。また、そ の内容は、原子力な全に対す る重要度に応じて、その適用 の程度を合理的かつ組織の 規模に応じたものとしてい るとともに、定められた内容 が、合理的に実現可能なもの であること。	3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。	4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。	集用炉規則第 92 条第 1 項第 3 号	 本店等における発電用原子 ケ施設に係る保安のために 講子べき措置に必要な組織 及び各職位の職務内容が定 められていること。 	2. 工場又は事業所における発 電用原子炉施設に係る保安 のために講ずべき措置に必 要な組織及び各職位の職務 内容が定められていること。	集用炉規則第 92 条第 1 項第 4 号、5 号、6 号 【発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等】 1. 発電用原子炉の運転に関し、保安の監督を行う発電用原、
				三 発電用原子炉施設の運 転及び管理を行う者の職 務及び組織に関すること (次号に掲げるものを除	° (°)		四 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び網連を行う者の職務及び組織に関すること(次号に掲げるものを除く。)。

綊
K
への記載内容
亞
/
щ
三八
光光
W. W.
#
1/3
p
衣
닏
iの要求事項に対する保安規定~
#
4%
瞅
(
₩1 ≫1
1/4
tile tile
₩
保安規定審査基準の
兼
按
咪

										_																														
[変更なし]		[変更なし]			[変更なし]			変更なし			[変更なし]		one-rate 2	【変更なし】			[変更なし]			[変更なし]								[変更なし]			[変更なし]	タードン士任持術者の選件)	(T S)() = (S)(T T)	[変更なし]	・タービン主件技術者の職務等)		[変更なし]		[変更なし]	
	(品質マネジメントシステム計画) 無っる		(条金に関する職務)		J	(原子力発電安全委員会)			(原子力発電安全運営委員会)			(原子炉主任技術者の選任)	第9条		(原子炉主任技術者の職務等)	第 1 0 条			(原子が王仕技術者の選任) 第9条							(品質マネジメントシステム計画)	第3条		(原子力発電安全運営委員会)	第8条	J	(電気 主任技術者お上がボイラー・ター			(電気 : 任持 ((原子力発電安全運営委員会)		
子炉主任技術者の選任につ いて定められていること。	2. 発電用原子炉主任技術者が ロホの野数の主教を1. ハア	米女の暗曾の貝称の十分に果たすことができるように、	するため、原子炉等規制法第 43 条の3の26 第2項におい	て準用する第42条第1項に	規定する要件を満たすこと	を含め、職務範囲及びその内容(発電用原子炉の運転に従	事する者は、発電用原子炉主	任技術者が保安のために行っ指示に徐ってアクター	いった、適切に定められた	いること。また、発電用原子	炉主任技術者が保安の監督 を適切に行う上で、必要な権	限及び組織上の位置付けが	なされていること。						3. 特に、発電用原子炉玉仕技術者が保安の監督に支障を	来すことがないよう、上位者	等との関係において独立性	が確保されていること。ない、ベボーギーは「	お、必りしも工多人は中来がの保存組織から発信用原子	が主任技術者が独立してい	ることが求められるものでけない	1 まない。 4 電気 字 任 技術 者 及 7 パ ボ イ ラ		安の監督の責務を十分に果	たすことかできるようにするため、電気事業法第43条	第4項に規定する要件を満	たすことを含め、職務範囲及	らんの乙谷について 画型に げそつだ こくい サギ	たりができます。また、電気主任技術者及びボイラ	一・タービン主任技術者が保	安の監督を適切に行う上で、 水要な権限及び組織上の位	でで、 では では で で が に い る こ と。		 発電用原子炉主任技術者、 事ケンケロジャルがより。 	电気土仕ながる 及いやインー・タービン主任技術者が相	互の職務について情報を共
五 電気主任技術者(電気事業) 国和三十九年法	(年) (1971年) 第四十三 (4) 第一百77世テナイン	米第一項に税たりの土行技術者のうち同決第四十三代第二十二代第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	四条第一項第一号から第三号までに掲げる種類の	主任技術者免状の交付を	段けている者をいう。以	ト同じ。)の職務の範囲及びその内容並びに電気主	任技術者が保安の監督を	行う上で必要となる権限をおる権限をおける権限を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	気がはないとの関するにといる。		六 ボイラー・タービン主 任技術者(電気事業法第	四十三条第一項に規定す	る主任技術者のうち同法解目・目を発し始ませ	男四十四条男一曳男ハち 又は第七号に掲げる種類	の主任技術者免状の交付	を受けている者をいう。	以下同じ。)の職務の範囲及びその内容並びにボイ	ラー・タービン主任技術 -	者が保安の監督を行う上	い必要とよる補政及り結業での存職を指する	数十つ14回1777189017890178901789017890189	•																		

(原子炉主任技術者の職務等) 第10条 【変更なし】	(電気主任技術者およびポイラー・ターピン主任技術者の職務等) 第10条の2 【変更なし】		(所員への保安教育) 第136条 【変更なし】 (請負会社従業員への保安教育) 第137条 【変更なし】	(所員への保安教育) 第136条 【変更なし】 (請負会社従業員への保安教育) 第137条 【変更なし】	(所員への保安教育) 第136条 【変更なし】 (請負会社従業員への保安教育) 第137条 【変更なし】	(請負会社従業員への保安教育) 第137条 【変更なし】	(所員への保安教育) 第136条 【変更なし】 (請負会社従業員への保安教育) 第137条 【変更なし】	
有し、意思疎通を図ることが () () 定められていること。 () 第	一	集用炉規則第 92 条第 1 項第 7 号	1. 発電用原子炉施設の運転及 び管理を行う者(投務を供給) する事業者に属する者を含 む。以下「従業員」という。) について、保安教育実施方針 が定められていること。	2. 従業員について、保安教育 実施方針に基づき、保安教育 実施計画を定め、計画的に保 安教育を実施することが定 められていること。	3. 従業員について、保安教育 実施方針に基づいた保安教 第 育実施状況を確認すること が定められていること。 (第	4. 燃料取替に関する業務の補 助及び放射性廃棄物取扱設 備に関する業務の補助を行 う従業員については、当該業 務に係る保安教育を実施す ることが定められていること。	和政	実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号イからハまで
		七 発電用原子炉施設の運 転及び管理を行う者に対 する保安教育に関するこ とであって次に掲げるも	保実 () 保るげ ()	(2) 発電用原子炉施設 の構造、性能及び 運転に関するこ と。 (3) 放射線管理に関す ること。 (4) 核燃料物質及び核 燃料物質によって	汚染された物の取 扱いに関するこ と。 (5)非常の場合に講す べき処置に関する こと。 、その他発電用原子炉 か、その他発電用原子炉	関し必要な事項		人 発電用原子炉施設の連転に関することであっ

jeの確保) 【変更なし】	2 2 [変更なし]	(運転管理に関する社内標準の作成) 第15条 【変更なし】	[変更なし]	2 12 【変更なし】	(原子炉起動前の確認事項) 等17条 【変更なし】	(火災発生時の体制の整備) 育18条 【変更なし】	(内部溢水発生時の体制の整備) 等18条の2 【変更なし】	(火山影響等発生時の体制の整備) 育18条の2の2 【変更なし】	(その他自然災害発生時等の体制の整備) 育18条の3 【変更なし】	(有毒ガス発生時の体制の整備) 第18条の3の2 【変更なし】	Fの整備) 2-4 【変更なし】	(重大事故等発生時の体制の整備)
1. 発電用原子炉の運転に必要 (運転員等の確保) な運転員の確保について定 第13条 められていること。	2. 発電用原子炉施設の運転管 (運転管理業務) 理に係る組織内規程類を作 第13条の2 成することが定められていること ること。) 	3. 運転員の引継時に実施すべ (引 継) き事項について定められて 第16条 いること。	4. 発電用原子炉の起動その他 の発電用原子炉の運転に当 だって確認すべき事項につ いて完かられている。	\$UE	5. 地震、火災、有毒ガス (予 (火災発生 期せず発生するものを含 第18条 む。) 等の発生時に講ずべき 荘層についてでからかてい	\$UEV	(火山影響等発生第18条の2の2	(その他自然 第18条の3	(有毒ガン 第18条0	(資機材等の整備) 第18条の4	(重大事故
イ 発電用原子炉の運転を行う体制の整備に関すること。 ロ 発電用原子炉の運転	に当たって確認すべき 事項及び運転の操作に 必要な事項 ハ 異状があった場合の	措置に関すること (第 十五号に掲げるものを 除く。)。										

	第18条の5
	【変更なし】
	添付2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施 基準 (第18条、第18条の2、第18条の3および第18条の3の enmin)
	と 肉 厚 【実 東 東 東 東 東 東 東 東 東
	添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 (第18条の5および第18 をって 囲ま)
	来い b 肉連) 【変更なし】 (変更なし】 (変更なし】
6. 原子炉冷却材の水質の管理パンパトをそれれたいメデ	(水質管理) 第1.0%
ر کے ا	[変更なし]
7. 発電用原子炉施設の重要な	第20条~第91条02
機能に関して、安全機能を有十ヶヶヶヶヶが場の「井井井	【変更なし】
9 の氷帆及の機能、黒人事政等対処設備(特定重大事故等	
対処施設を構成する設備を	
1950年について、連転水影に対応した運転下の無限	
(Limiting Conditions for	
Operation。以下「LCO」と	
いう。)、LCOを逸脱したい	
ない、このの無影(ストーケーメーンス・ソント・ケース・プラー・	
方法及び頻度、LCOを逸脱	
した場合に要求される措置	
(以下単に 要求される描 = ') ** が ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** *	
国 C A 、 C の 班 O C 交 A C A C A E A E A E A E A E A E A E A E	
Outage Time。以下「AOT」	
という。)が定められている	
- N	
なお、LCO等は、軒りを成されてトレフトレントを行ったの	
文こたらこのにより女士年だの当時条件又はその名の	
設計条件を満足するように	
定められていること。	
8. サーベイランスの実施方法	(運転上の制限の確認)
についたは、確認する機能が、正、より上には、	第92条
必要となる事故時事の条件 た次要な辞能が発揮に来る	[炎史/よし]
かどうかを確認 (以下「実条	
件性能確認」という。) するた	
めに十分な方法(事故時等のなければない。	
米什と保険にさなり。例ですれたおいては、実条件性能確認	
に相当する方法であること	
を検証した代替の方法を含む、メルジャン	
む。)がための4ccvvのして。 また、キーベイレンス及び脚	

	(運転上の制限を満足しない場合) 第93条 【変更なし】	(運転上の制限に関する記録) 595条 【変更なし】	(運転管理業務) 等13条の2 【変更なし】	(異常時の基本的な対応) 育96条 【変更なし】	(異常時の措置) 第97条 【変更なし】	(異常収束後の措置) 第98条 【変更なし】	異常時の運転操作基準 (第97条関連) 【変更なし】		(原子炉の運転期間) 育12条の2 【変更なし】	(燃料の取替等) 等102条 【変更なし】	【手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし】
水される指置を実施する時期の延長に関する考え方、サーベイランスの際のLCOの取扱い等が定められていること。	\$III/	10. LCOに係る記録の作成 (運転上に について定められているこ 第95条 と。	8117	無 対 対 が が が が が が が が が が が が が	められていること。 (異常!) (異常!) (() () () () () () () () ()	(※付1	 ニ 発電用原子炉の運転 集用炉規則第 92 条第 1 項第 8 期間に関すること。 [発電用原子炉の運転期間] 	の買う	和区	、

	[手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし]		【運転期間の延長は実施していないことから、該当なし】
掲げる発電用原子炉の運転 期間を定め、又はこれを変更 しようとする場合は、申請書 に発電用原子炉の運転期間 の設定に関する説明書(発電 用原子炉の運転期間を変更 しようとする場合は、実用炉 規則第82条第4項の見直 しの結果を記載した書類を 含む。以下単に「説明書」と いう。)が添付されていること。	4. 発電用原子炉ごとに、説明 事に記載された①発電用原 子存を停止して行う必要の ある点検及び検査の間隔か ら定まる期間、②燃料交換の 間隔から定まる期間、②燃料交換の 同場から定まる期間、②燃料交換の に発電用原子布を停止する までの期間)、のうちいずれ か短い期間がある。 期間の範囲内で、集用 が大回の定域間)、のうちいずれ が大回の定域間)、のうちいずれ が大回の定域事業者検査を決解すへき 時期の医分を上限として、発 電期原子布の運転期間(定域 事業名を全、成本、 の表面によるまでの期間)が 記載されていること。なお、 発電用原子布の運転期間(定域 事業者検査が終了した日か ら次回の定類事業者検重を 期始するために発電用原子 がおいること。なお、 発電用原子布の運転期間(製造に当たっては、整電用原 子がましてから定域事 場合をしていること。 実用を強動してから定域事 表者検査が終了してから定域事 、 表者ををし動してから定域事 、 は間等も成が、子もまでの 期間も考慮していること。 第198号(平成25年6月1 20月間とでは、206 198号(平成25年6月1 20月間子力規制等。	5. 特に、同結果において、発 電用原子炉の運転期間の変 更に伴う長期施設管理方針 の変更の有無及びその理由 が明らかとなっていること。	6. 発電用原子炉の運転期間を 延長する場合には、実用炉規 則第55条に定める定期事 業者検査を実施すべき時期
	掲げる発電用原子炉の運転 期間を定め、又はこれを変更 しようとする場合は、申請書 に発電用原子炉の運転期間 の設定に関する説明書(発電 用原子炉の運転期間を変更 しようとする場合は、実用炉 規則第82条筒4項の見直 しか結果を記載した書類を 合む。以下単に「説明書」と いう。)が添付されているこ	3 対 る 会 書 用 原 子 か の 連 転 間 記 を を 書 用 原 子 か の 連 転 間 記 を を 返	はできた。 はできた。 はできた。 はできた。 によりとする場合は、単語が開 と発電用原子炉の運転期間 とな電用原子炉の運転期間を変更 というとする場合は、無面が というとするの運転期間を変更 の結果を記載した書類を に、以下単に「認明書」と い。、以下単に「認明書」と い。、以下単に「認明書」と い。、以下単に「認明書」と い。、が添付されているこ い。、が添付されているこ なるために発電用原 所に配載された①発電用原 所に配載された①発電用原 所に配載された①発電用原 がなら症まる期間(発電用 所に配載されたのを産の間隔か がならによる期間(発電用 所での期間)、のうちいずれ が短いが間の流面内するため を選出原子がを産いる定 が短いをを変して、発 電用原子がの定数 理解から定まる期間(企数 発育をを表述すべき 対面の企業事業を検査を が成のの定数事業を検査を がなりのでがままる がは、多なに発電力の がは、発電用原子 がは、発電用原子 がは、発電用原子 がは、発電用原子 がは、発電用原子 がは、発電用原子 がは、発電として、発 を作止するまでの運転期間の がなのの定数事業を検査が がするために発電用原子 がのの定数事業を検査が終了するでの がは、多なしてから定類事 を存止するまでの運転期間の がは、多なして発生を がは、多なに発生を がは、一体を は関係を変していること。なな、 は関係を変していること。なな、 がのの企業事業を検査が終するでの がは、多なに当た。ない がは、多なには、発電用原子 がは、多なには、発電用原子 がは、多なには、発電用原子 がは、多なには、発電用原子 がは、一体を には、一体を には、一体を は、一体を には、一体を には、一体を を には、一体に、 を は、 には、一体を を は、 には、 には、 を は、 には、 を は、 には、 を は、 には、 を は、 に、 を は、 に、 は、 は、 に、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は

【運転期間の延長は実施していないことから、該当なし】	【運転期間の延長は実施していないことから、該当なし】	(原子力発電安全委員会) 第 6 条	55 D. 18 D		(管理区域の設定・解除) 第110条の2 [変更なし] 添付4 管理区域図(第110条の2および111条関連) [変更なし]	(管理区域内における区域区分) 第111条 (変更なし) 添付4 管理区域図 (第110条の2および第111条関連) 【変更なし】	(管理区域内における特別措置) 第112条 【変更なし】
の区分を上限として、段階的 に延長することとなってい ること。 7. 運転期間が13月を超える 延長の場合には、当該延長に 件う許可を受けたところに よる基本設計ない、し基本的 設計力針に則した影響評価 の結果が説明書に記載され ていること。		共用が規則第 92 条第 1 項第 8 号水 「発電用原子が施設の運転の安全審査】 1. 発電用原子が施設の保安に関する重要事項及び発電用	用する当女士公公公店の 用する主要女子公公公店の する重要事項を審議する参 員会の設置、構成及び審議事 項について定められている こと。	実用炉規則第 92 条第 1 号 【管理区域、保全区 周辺監視区域の設定 ⁽	 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための指置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。 		3. 管理区域内において特別措 層が必要な区域について講 ずべき措置を定め、特別措置 を実施する外部放射線に係 る線量当量率、空気中の放射 性物質濃度及び床、壁その他 人の触れるおそれのある物
	の保地山大田田 華 歿 平	ホ 给電用房十分施設の 運転の安全審査に関す ること。	41 5-1 7 17 41 5-1 18 597	九 管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定並びにこれらの区域に係るサコ 単四位のに関サスト	以入 世 改争に <u>対</u> 9 . 0 . 2 . 5		

I												
	(管理区域への出入管理) 第113条 【変更なし】	(管理区域への出入管理) 第113条 【変更なし】	(管理区域出入者の遵守事項) 第114条 【変更なし】	(管理区域外等への機出および運搬) 第121条 【変更なし】	(発電所外への運搬) 第122条 【変更なし】	(保全区域) 第115条 【変更なし】	添付5 保全区域図(第 115 条関連) 【変更なし】	(周辺監視区域) 第116条 [変更なし]	(請負会社の放射線防護) 第123条 【変更なし】	(頻度の定義) 第124条 【変更なし】		(放射性液体廃棄物の管理) 第106条 (放射性気体廃棄物の管理)
の表面汚染密度の基準が定められていること。	、管理に係られてい	5. 管理区域から退出する場合 等の表面汚染密度の基準が 定められていること。	-	7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の機出及び運搬を する際に講式べき事項が定 められていること。		8. 保全区域を明示し、保全区域 についての管理措置が定め られていること。		 月辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が りで監視区域に立ち入らな 同辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。 			井気監視設備及び排水 集用炉規則第92条第1項第10 監視設備に関すること。「排気監視設備及び排水監視設備 備】	1. 放射性気体廃棄物及び放射 性液体廃棄物の放出物質濃 度の測定等の放出管理に係 る設備の設置及び機能の維

第107条 [変更なし]	[1.の記載箇所についての説明であり、保安規定には記載なし]		(放射線業務従事者の線量管理等) 第117条 【変更なし】	第2条 第2条 【変更なし】 (放射線管理に係る基本方針) 第110条 【変更なし】	(床・壁等の除染) 第118条 [変更なし] (外部放射線に係る線量当量率等の測定) 第119条 [変更なし]	(管理区域外等への搬出および運搬) 第121条 【変更なし】	(管理区域外等への機出および運搬) 第121条 (発電所外への運搬) 第122条 [変更なし]
特の方法並びにその使用方 洗が定められていること。	2. これらの設備の機能の維持 の方法については、施設全体 の管理方法の一部として、第 18号における施設管理に 関する事項と併せて定めら れていてもよい。また、これ らの設備のうち放射線測定 に係るものの使用方法につ いては、施設全体の管理方法 の一部として、第12号にお ける放射線測定器の管理及 ける放射線測定場の方法に関 する事項と併せて定められ	実用炉規則第 92 条第 1 項第 11 号 経量、線量当量、汚染の除去 等]	た を	和政	3. 実用炉規則第78条に基づ く床、壁等の除染を実施すべ、第 き表面所染密度の明確な基 準が定められていること。 4. 管理区域及び周辺監視区域 境界付近における線量当量 率等の測定に関する事項が 市められていること。	のおそれ 又は核繁 多際に講 られてい	\$105 \$105
		十一 線量、線量当量、放射 性物質の濃度及び放射性 物質によって汚染された 物の表面の放射性物質の	密度の監視並びに汚染の 除去に関すること。				

	不久気に自由色子シ女やずなにく プライスがんこう 門裏 14
なお、この事項は、第13号	
又は第14号における運搬	
に関する事項と併せて定め、、	
られていてもよい。	
7. 原子炉等規制法第61条の (【クリアランス規定は、採用していないため、株安規定に記載なし】
2 弟 2 頃により影りを受けた事を受けた。同位に下されるだだが。	
この数日からでは、「日本におり」とは、「日本にも、「日本にも、」と、「日本にも、「日本には、「日本には、「日本には、「日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日	
/ 過ご回文が 17次分 1920次 の 側定及 び評価の 方法 に基	
づき、当該認可を受けた申請	
書等において記載された内	
容を満足するよう、同条第1	
項の確認を受けようとする	
物に含まれる放射性物質の	
放射能濃度の測定及び評価	
を行い、適切に取り扱うこと	
が定められていること。な	
お、この事項は、放射性廃棄	
物との仕分け等を明確にす	
るため、第14号における放	
射性廃棄物の管理に関する	
事項と併せて定められてい	
てもよい。	
8. 放射性廃棄物でない廃棄物	(放射性廃棄物でない廃棄物の管理)
の取扱いに関することにつ	第105条の3
いては、「原子力施設におけ	[変更なし]
る「放射性廃棄物でない廃棄	
物」の取扱いについて(指	(事故由来放射性物質の降下物の影響確認)
示)」(平成20·04·21原	第105条の4
院第1号(平成20年5月2	(変更なし)
7. 目原于刀女全,保女院制定	Contract on the Contract of th
(N I S A - I I I a - 0)	() () () () () () () () () () () () () (
8-1)) 必参れとして定め 、、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第109条
のれたいるにおっなお、いら	【後見なし】
事項は、放射性廃棄物との仕りになる。	
分び等を明確にするため、第一・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
14方における放射性発来物の管理に関する事項と併	
なって、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは	
9. 汚染拡大防止のための放射	
一般的護上、必要な指置が足め これでいるとし	形 1 0 分の 2 「木田六」
0 N 1 O 2 N 2 P 2 P 2 P 2 P 2 P 2 P 2 P 2 P 2 P	(炎見なし)
	(管理区域内における区域区分) ※・・・・*
	現1.1. (水田六)
	《変更なし》
	(首姓区攻比人者の)遵守事項) 第114条
	が1113年 [変更なし]
	(床・蛭等の床染)

18 &			
条 「変更なし」 条 (変更なし) 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 (第 18 条の 5 および第 18 条 [変更なし]	[変更なし] [変更なし] であり、保安規定には記載なし]	[変更なし] [変更なし] [変更なし] [変更なし]	[変更なし]
第118条 (管理区域外等への機出および運搬) 第121条 添付3 重大事故等および大規模損却 の6関連)	(放出管理用計測器の管理) 第108条 (放射線計測器類の管理) 第120条 第120条	(新機料の運搬) 第99条 (新機料の距離) 第100条 第103条 第103条 第104条	(新燃料の運搬) 第99条 (使用済燃料の運搬)
	集用炉規則第92条第1項第12 放射線測定器の管理及び放射 放射線測定器(放出管理用 計測器及び放射線計測器を 含む。以下同じ。)の種類、所 管箇所、数量及び機能の維持 の方法並びにその使用方法 (測定及び評価の方法を含 (別定及られていること。 なりが定められていること。 なりが定められていること。 で管理方法の一部等として、 第18号における施設管理 第18号における施設管理 に関する事質と併せて定め られていてもよい。	集用炉規則第92条第1項第13 号 [核燃料物質の受払、運搬、 正場又は事業所内における 新燃料の運搬及び貯蔵並び に借用落燃料の運搬及び貯 成門して、臨界に達しない ようにする措置その他の保 安のために講ずべき措置を 請すること、貯蔵施設における おすると、貯蔵施設における 方になると。	2. 新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬での運搬中に関するものを発く。)に関することものを除く。)に関すること
	十二 放射線測定器の管理 及び放射線の測定の方法 に関すること。	十三 核燃料物質の受払 が、連機、財敵その他の取 扱い、(工場又は事業所の 外において行う場合を合 む。)に関すること。	

立: 17年 17: 17: 17: 17: 17: 17: 17: 17: 17: 17:																											
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		[変更なし]							【変更なし】		The state of the s	後見ない		[変更なし]		【変更なし】								[変更なし]			
スペルトョ 14 第104条		(燃料の取替等) 第102条						(、放射性向体施乗物の官項) 第105条の2	(お年)中田休成 葬物の祭組)	、(双約1年自体無来物の官性) 第105条の2		(輸入廃棄物の管理) 第105条の5		(放射性固体廃棄物の管理) 等105条の9	2 2 8 0 0 1 68							(放射性液体廃棄物の管理) 第106条				(放射性気体廃棄物の管理)
が定められていること。なお、この事項は、第11号又は第14号における運搬に	関する事項と併せて定めら れていてもよい。	3. 燃料取替に際して、炉心の 核的制限値及び熱的制限値 の範囲内で運転するために	取替炉心の安全性評価を許可を受けたところによる安全評価と同様に行ったよりをはないる。	然在牧宮水稲町国が吊むって及び終料移動手順に従って及び終料移動手順に従って、日本野が成められている、これ、牧舎田面と近り	して。なな、発電角原子がの 運転期間の設定に関する説 明書において取替炉心ごと ア幣細ナスレーを留日が、助	ですインのこのに、メルン・な 替炉心の安全性評価項目等 として定められていること。	実用炉規則第 92 条第 1 項第 14 号 「われい 吟歌 Man へ 吟歌 T	【灰約1年無来物の無来】 1 坊軒州田休咳棄物の時離及	1. 放射狂国体路業物の財職及 び保管に係る具体的な管理 措置並びに運搬に関し、放射 線安全確保のための措置が 定められていること。		2. 成別性依体焼栗物の固定化等の処理及び放射性廃棄物の工具を対します。	の工場入は事業所の外への廃棄(放射性廃棄物の輸入を	含む。) に関する行為の実施 体制が定められていること。		3. 放射性固体廃棄物の工場又 コール	はず来が577~57年殿に関する行為 (工場又は事業所の	外での運搬中に関するもの	や深く。)に來る存制が静翔、メナトこん・フだ田門がよ	ていること。なお、この事項	は、第11号及び第13号に	おける連搬に関する事項と併せて定められていてもよ	7.70	4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出	管理目標値及び基準値を満ケーナーをのお出等組力注制	びに放射性液体廃棄物の放	出物質濃度の測定項目及び 頻度が定められていること。	5. 放射性気体廃棄物の放出箇
							十四 放射性廃棄物の廃棄 (工場又は事業所の外に おいて行う場合を含む。)	に関するいと。	3						1												

なるがでも 14.4 イン・イン・イン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	[変更なし]	[変更なし]	【変更なし】	[変更なし]		[変更なし]	[変更なし]	【変更なし】	[変更なし]	[変更なし]	[変更なし]	[変更なし]
第107条	(平常時の環境放射線モニタリング) 第119条の2	(基本方針) 第2条	(放射性廃棄物管理に係る基本方針) 第105条	(頻度の定義) 第109条		(原子力防災組織) 第126条	(原子力防災要員) 第127条	(原子力防災資機材等の整備) 第128条	(原子力防災資機材等の整備) 第128条	(通報経路) 第129条	(通 報) 第131条	(原子力防災組織) 第126条
所、放射性気体廃棄物の放出 管理目標値を満たすための 放出量管理方法並びに放射 性気体廃棄物の放出物質激 度の測定項目及び頻度が定 められていること。	6. 平常時の環境放射線モニタ リングの実施体制(計画、実施、評価等)について定められていること。	7. ALARAの精神にのっと り、排気、排水等を管理する ことが定められていること。			Till ak	【非常の場合に講式べき措置】 1. 緊急時に備え、平常時から 緊急時に責施すべき事項が 定められていること。			2. 緊急時における運転に関す る組織内規程類を作成する ことが定められていること。	3. 緊急事態発生時は定められ た通報経路に従い、関係機関 に通報することが定められ ていること。		4. 緊急事態の発生をもってそ の後の措置は、原子力災害対 策特別措置法(平成11年法 律第156号)第7条第1項 の原子力事業者防災業務計 画によることが定められて
					十五 非常の場合に講ずべき処置に関すること。							

乙分					
宋女苑に番闰岳中の安次事頃に対りの宋女苑にへい記載的令	(原子力防災体制等の発令) 第132条 (応急措置) 第133条 (緊急時における活動) 第134条 (変更なし)	(緊急作業従事者の選定) [変更なし] [変更なし]	(緊急作業従事者の線量管理等) 第134条の2 【変更なし】	(原子力防災体制等の解除) 第135条 【変更なし】	(盾子力防災訓練)
	7015 7015	4PC	111	30%	0 比災計簿の実格権再じる12 (恒:

従前は、以下の教育を定期的に b. 火災から防護すべき安全機能 a. 火災区域及び火災区画の設定 を有する構築物、系統及び機器 実施する旨を記載していた。 c. 火災の発生防止対策 d. 火災感知設備 小災防護通達 ・人災防護計画 または火災区画に設置される安全機能を有する構築物、系統および機器を火災 原子炉施設内の火災区域 して、火災影響軽減のため から防護することを目的と の可燃物の特込み管理につ 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容 (b) 原子炉施設内の火災区域または火災区画に設置される安全機能を有する構築物、系 自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施 基準(第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3および第18条の3の 保全計画課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整 また、各課(室)長は、火災防護計画に基づき、火災発生時における原子炉施設の保全の 放射線管理課長、発電室長および保全計画課長は、火災防護の対応に関する以下の教 a. 放射線管理課長、発電室長および保全計画課長は、全所員に対して、以下の教育訓練 を実施する。また、専属消防隊に対して、以下の教育訓練が実施されていることを確認 統および機器ならびに重大事故等対処施設の機能を火災から防護することを目的とし て、火災から防護すべき機器等の火災の発生防止、火災の早期感知および消火ならび 統および機器を火災から防護することを目的として、火災の影響軽減のための可燃物 イ.外部火災によるばい煙発生時および有毒ガス発生時における外気取入ダンパの閉 止、換気空調系の停止または閉回路循環運転により、建屋内へのばい煙および有毒 備として、次の1.1項から1.5項を含む火災防護計画を策定し、所長の承認を得る。 (a) 原子炉施設内の火災区域または火災区画に設置される安全機能を有する構築物、 (c) 安全施設を外部火災から防護するために必要な以下の教育訓練 ための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。 ア. 外部火災発生時の消火活動に関する教育訓練 に火災の影響軽減のそれぞれを考慮した教育訓練 [変更なし] [変更なし] (母母) 火災、内部溢水、火山影響等、 の持込み管理についての教育訓練 育訓練を定期的に実施する。 火災発生時の体制の整備 1.3 教育訓練の実施 (1) 火災防護教育 火災 第18条 添付2 2 関連) の現場に到着するまでに 方針に則した対策が機能す て、次に掲げる措置を講ずる な機能を維持するための 活動に関する計画を策定 動を行わせること。特に、 当該計画には、次に掲げる 【設計想定事象等に係る発電用 原子炉施設の保全に関する 基本設計ないし基本的設計 るよう、想定する事象に応じ (1) 発電用原子炉施設の必要 し、要員を配置するととも に、計画に従って必要な活 可燃物の管理、消防吏員 への通報、消火又は延焼の 防止その他消防隊が火災 用炉規則第 92 条第 1 項第 16 行う活動に関すること。 ことが定められている 事項を含めること。 描圖 係る発電用原子炉施設の 保全に関する措置に関す 六 設計想定事象、重大 事故等又は大規模損嬢に

今回、原子炉施設内の火災区域 または火災区画に設置される安 とを目的として、火災影響軽減 全機能を有する構築物、系統お のための可燃物の特込み管理に ついての教育訓練に係る事項を よび機器を火災から防護するこ e.消火設備 f.火災の影響軽減対策 g. 火災影響評価 反映する いての教育訓練を実施す 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容 K) 火災が発生した場合の消火活動および内部溢水を考慮した消火活動に関する教育訓 自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施 基準(第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3および第18条の3の 添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 (第18条の5および第18 ウ. 森林火災から外部水災防護施設を防護するための防火帯の設定に係る教育訓練エ. 近隣の産業施設の水災・爆発から外部水災防護施設を防護するために、離隔距離 オ. モニタリングポストが外部火災の影響を受けた場合の代替設備を防火帯の内側に 【実用炉規則第 92 条第 1 項第 16 号(保安規定審査基準第 1 項(1)イ)関連にて変更】 ガスの侵入を防止することについての教育訓練 変更なし [変更なし] [変更なし] を確保することについての教育訓練 設置することについての教育訓練 火災、内部溢水、火山影響等、 (火山影響等発生時の体制の整備 (重大事故等発生時の体制の整備 第18条の2の2 第18条の5 条の6関連) 添付2 2 関連) ਉ। 響が発生するおそれを含 ① 火山影響等発生時における非常用交流動力電 源設備の機能を維持するための対策に関する ③ ②に掲げるもののほか、火 (以下「重大事故等」とい 破損を防止するための の他の炉心を冷却する ために必要な設備の機 ける炉心の著しい損傷 を防止するための対策 ける原子炉格納容器の ③ 重大事故等発生時にお 備に貯蔵する燃料体の 著しい損傷を防止する 火山現象による影響 (影 ② ①に掲げるもののほ か、火山影響等発生時に おける代替電源設備そ 能を維持するための対 ある事故 (運転時の異常な 過渡変化及び設計基準事 故を除く。)又は重大事故 ② 重大事故等発生時にお ける使用済燃料貯蔵設 山影響等発生時に交流動力電源 が喪失した場合における炉心の 著しい損傷を防止するための対 ハ 重大事故に至るおそれの ① 重大事故等発生時にお ための対策に関するこ む。以下「火山影響等」 対策に関すること。 策に関すること。 に関するこ 策に関するこ いう。)

④ 重大事故等発生時にお

ける原子炉停止時の燃

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容 添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 (第18条の5および第18 [変更なし] [変更なし] (大規模損壊発生時の体制の整備 第18条の6 条の6関連) ニ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝震による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の 屋への故意による大型 航空機の衝突その他の テロリズムによるもの を除く。)発生時における特定重大事故等対処 ①から④までの対策に 大規模な損壊 (以下「大規 ③ 大規模損壊発生時にお ④ 大規模損壊発生時にお ける使用済燃料貯蔵槽 の水位を確保するため 航空機の衝突その他の 料体の著しい損傷を防 止するための対策に関 関することを含む。) に ⑥ 発生する有毒ガスから 模損壊」という。) ① 大規模損壊発生時にお ける大規模な火災が発 ける炉心の著しい損傷 ける原子炉格納容器の 破損を緩和するための の対策及び燃料体の著 しい損傷を緩和するた テロリズムによるもの に限る。)発生時におけ る特定重大事故等対処 施設を用いた対策に関 ⑤ 重大事故等 (原子炉建 施設を用いた対策 (上記 の運転員等の防護に関 生した場合における消 ② 大規模損壊発生時にお を緩和するための対策 に関すること。 ⑤ 大規模損壊発生時にお ける放射性物質の放出 を低減するための対策 に関すること。 ⑥ 重大事故等(原子炉建 屋への故意による大型 ち重大事故等発生時又は大規模 損壊発生時におけるそれぞれの めの対策に関すること。 (1) に掲げる措置のう 火活動に関すること。 対策に関すること。 関すること。 するにた。 するにと

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容 添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 (第18条の5および第18条の6関連) 添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 (第18条の5および第18条の6関連) 添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 (第18条の5および第18条の6関連) [変更なし] [変更なし] 【変更なし】 替循環冷却系又は格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下の圧力及び温度を低下 ることが定められているとともに、原子炉格納 容とともに、原子炉格納 容器内の圧力が高い場 効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項が定められ、定め させる手順を、格納容器 圧力逃がし装置による 手順に優先して実施す ① 許可を受けた対応手 られた内容が重大事故 等に対し的確かつ柔軟 ② 炉心の著しい損傷及び 圧破損の防止に係る手 いては確実に格納容器 圧力逃がし装置を使用 ③ 措置に係る手順の優先 定められた内容が大規模 損壊に対し的確かつ素 るための活動を行う要 練に関すること。特に重 大事故等又は大規模損 措置に係る手順については、そ れぞれ次に掲げるとおりとする 原子炉格納容器の破損 を防ぐために最優先す べき操作等の判断基準 の基本的な考え方が定 合など、必要な状況にお を除く。)については記 軟に対処することを妨 員に対する教育及び訓 に対処することを妨げ 原子炉格納容器の過 順については、格納容器 圧力逃がし装置を設け ている場合、格納容器代 することが定められて 順位や手順着手の判断 基準等(②に関するもの 壊の発生時における発 段、重要な配慮事項、有 (3) 必要な機能を維持す るものでないこと。 められていること げるものでないこ イ 重大事故等発生時 ロ 大規模損壊発生時 載を要しない。 いるにとっ

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容 添付2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施 基準 (第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3および第18条の3の 【実用炉規則第92条第1項第16号(保安規定審査基準第1項(1)イ)関連にて変更】 添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 (第18条の5および第18 条の6関連) 添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準 (第18条の5および第1条の6関連) [変更なし] [変更なし] [変更なし] 【変更なし】 【変更なし】 [変更なし] [変更なし] [変更なし] |変更なし| (その他自然災害発生時等の体制の整備) (大規模損壊発生時の体制の整備) (重大事故等発生時の体制の整備) (火山影響等発生時の体制の整備) (内部溢水発生時の体制の整備) (有毒ガス発生時の体制の整備) (火災発生時の体制の整備) 第18条 (資機材等の整備) 第18条の4 第18条の2の2 第18条の3の2 第18条の6 第18条の2 第18条の3 第18条の5 [変更なし] 電用原子炉施設の必要 な機能を維持するため の活動を行う要員に対 回以上定期に実施する こと及び重大事故等対 処施設の使用を開始す るに当たって必要な教 育及び訓練をあらかじ) 必要な機能を維持するた めの活動を行うために必 化学消防自動車、泡消火薬 剤、消火ホース、照明器具、 無線機器、フィアターその (5) その他必要な機能を維持するための活動を行うための活動を行うために必要な体制を整備す する教育及び訓練につ いては、それぞれ毎年1 他の資機材を備え付ける 要な電源車、消防自動車、 め実権中のこと

	添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準(第18条の5および第18条の6関連) 条の6関連) 【変更なし】		(記録) 第138条 【変更なし】	(品質マネジメントシステム計画) 第3条 【変更なし】	(記録) 第138条 【変更なし】	(報告) 第139条 【変更なし】	(原子炉主任技術者の職務等) 第10条 【変更なし】	(報告) 第139条 【変更なし】
K9 7) 7)	2. 重大事故等又は大規模 損壊が発生した場合において、核燃料物質指しくは 核燃料物質によって汚染 された物又は発電用原子 がによる災害を防止する ために必要があると関め るときは、組織内規程類に あらかじめ定めた計画及 び手順にとらわれず、発電 用原子炉施設の保金のた めの所要の措置を請する との方要の措置を請する	集用炉規則第 92 条第 1 項第 17 号 記録及び報告]	1.発電用原子炉施設に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが活かられている・ア	インペースので、 その際、保安は定及でその 下位文書において、必要な 記録を適正に作成し、管理 するための措置が定めら れていること。	2. 実用炉規則第67条に定める記録について、その記録の管理に関すること(計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除規定で定めるものを除く。)が定められていること。	3. 発電所長及び発電用原子炉 主任技術者に報告すべき事 項が定められていること。		4. 特に、実用炉規削第134条 各号に掲げる事故故障等の 事象及びこれらに準ずるも のが発生した場合において は、経営責任者に確実に報告 がなされる体制が構築され ていることなど、安全確保に 関する経営責任者の強い関
		十七 発電用原子炉施設に 係る保安(保安規定の遵 守状況を含む。)に関する	適正な記録及び報告(第 百三十四条各号に掲げる 事故故障等の事象及びこ れらに準ずるものが発生	した場合の経営責任者へ の報告を含む。)に関する こと。				

	(報告) 第139条 【変更なし】	(※拠点級) 第14条 (施設管理計画) 第125条 (設計管理) 第125条の2 (保計管理) 第125条の3 (変更なし) (原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針) 第125条の6 (原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針) 第125条の6 [変更なし] [変更なし] [変更なし]
与が明記されていること。	きると	一名
	,	施設・ に の に に の に に の の の の の の の の の の の の の

下久院に毎月母生シ女子書気に刈りの下久院に、これ場に1年		(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針) 育125条の6 【変更なし】	用前事業者検査の実施) 2.5条の4 【変更なし】	期事業者検査の実施) 2.5条の5 (変更なし)	料の検査) 0 1条 【変更なし】		2.5条 【変更なし】		((変更なし) (変更なし)	
不久烃尼鱼山倒计		(原子炉施設の経年劣化に関する技(第125条の6	(使用前事業者検査の実施) 第125条の4	(定期事業者検査の実施) 第125条の5	(燃料の検査) 第101条		(施設管理計画) 第125条		(品質マネジメントシステム計画) 第3条	(品質マネジメントシステム計画) 第3条	
	を記載した書類(以下「技術 評価書」という。)が添付され ていること。	5. 長期施設管理方針及び技 術評価書の内容は、「実用発電用 原子炉施設における高経年化対 策の実施ガイド」を参考として	記載されていること。 6. 使用前事業者検査及び定期 事業者検査の実施に関する ことが定められていること。		7. 燃料体に関する定期事業者 検査として、装荷予定の照射 された燃料のうちから選定 したものの健全性に異常の ないことを確認すること、燃料使用の可否を判断するこ	よっかんのフォルスマースのこと。 実用が規則第92条第1項第19 号 【技術情報の共有】	1. ブラントメーカーなどの保 守点検を行った事業者から 得られた保安に関する技術 情報をBWR事業者協議会、 PWR事業者直絡会等の事 業者の情報共有の場を活用 し、他の発電用原子が設置者 と共有し、自らの発電用原子 が施設の保安を向上させる ための措置が定められていること。	実用炉規則第92条第1項第20 号 不適合発生時の情報の公 開】	1. 発電用原子存施設の保安の 向上を図る観点から、不適合 が発生した場合の公開基準 が定められていること。	2. 情報の公開に関し、原子力 施設情報公開ライブラリー への登録等に必要な事項が 定められていること。	実用炉規則第 92 条第 1 項第 21 号
						十九 保守点檢を行った事業者から得られた保安に関する技術情報について	の他の発電用原子炉設置者との共有に関すること。	二十 不適合 (品質管理基準規則第二条第二項第二 号に規定するものをいう。以下この号及び第三	項第二十号において同 じ。)が発生した場合にお ける当該不適合に関する 情報の公開に関するこ	رب -	二十一 その他発電用原子 炉施設に係る保安に関し バボカギロ

載内容		
の要求事項に対する保安規定への記載内容		
する保安規		
ド事項に対	[7]	
基準の要対	(変更なし)	
保安規定審査基準		
保多	第 (自自的) 第 (自的) (自的)	
	動じる定 的物又害定の、保め 「質はのめ	
	日常のQMS 果を踏まえ、 電用原子炉 に関し必要 いること。 保安規定を店 、核燃料物質 よって汚染 電用原子炉 正を図るも	でせたこれに ブッ
		2.5

大飯発電所原子炉施設保安規定に係る説明資料 (上流文書(設置許可)から保安規定への記載方針)

関西電力株式会社

目 次

- 1. 上流文書から(設置変更許可申請書)から保安規定への記載方針
- 2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明

1. 上流文書から(設置変更許可申請書)から保安規定への記載方針

設置変更許可申請書(添付書類八、添付書類十)の記載内容から保安規定に記載すべき内容を整理するに当たっては、保安規定変更に係る基本方針を受け、以下の方針により記載する。

(1) 保安規定変更に係る基本方針の内容(抜粋)

1. はじめに

設置変更許可申請書で確認された原子炉施設の安全性が、運転段階においても継続して確保されることを担保するために必要な事項を保安規定に要求 事項として規定

2.2.1 保安規定に記載すべき事項

保安規定に法令等へ適合することを確認した内容の行為者及び行為内容を定める

(2) 保安規定の記載方針

- (1) 項の「保安規定変更に係る基本方針」を受け、具体的には、以下の方針で記載する。
- ① 設置許可本文は、規制要求事項であるため、設置許可本文のうち運用に係る事項について実施手段も含めて網羅するように保安規定に記載する。

ただし、例示や多様性拡張設備等に相当する部分の記載は任意とする。

② 設置許可の添付書類は、(1) 項の基本方針に沿って、要求事項に適合するための行為内容の部分は保安規定に記載する。

なお、保安規定反映事項は、設置許可まとめ資料を参照し、保安規定に反映すべき事項を必要に応じて補足することとする。

また、実施手段に相当する部分は必要に応じて2次文書等に記載することとし、その理由を明確にする。

- ③ 保安規定の記載にあっては、保安規定本文には保安規定審査基準にて要求されている内容に応じた記載(行為内容の骨子)とし、具体的な行為内容は、保安規定添付2および添付3に記載する。
- ④ 設置許可本文、添付書類の図、表は、法令等へ適合することを確認した内容 の行為者および行為内容に係る部分を保安規定に添付する。

ただし、同図、表の内容が保安規定に記載されている場合は任意とする。

(3) その他

- ① 工事計画の対応において抽出された運用に係る事項については、別途資料「工認で抽出された運用内容整理」で整理する。
- ② 本資料については、設置変更許可申請書の変更箇所に対して保安規定および 社内標準へ反映すべき運用事項を網羅的に整理している。

2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明

	項目	説明内容
没置?	変更許可申請書 文】	 ○「黒字」により、設置変更許可申請書(本文)の内容を記載する。 ○「青字(青下線)」により、保安規定および関連する社内規定文書(2次文書等)に記載すべき内容を明確にする。 ○「<u>緑字(緑下線)</u>」により、関連する社内規定文書(2次文書等)に記載すべき内容を明確にする。 ○「<u>橙字(橙下線)</u>」により、核物質防護に関連する内容を明確にする。
	変更許可申請書 付書類】	 ○「黒字」により、設置変更許可申請書(添付書類)の内容を記載する。 ○「青字(青下線)」により、保安規定および関連する社内規定文書(2次文書等)に記載すべき内容を明確にする。 ○「<u>緑字(緑下線)</u>」により、関連する社内規定文書(2次文書等)に記載すべき内容を明確にする。 ○「<u>橙字(橙下線)</u>」により、核物質防護に関連する内容を明確にする。
原子炉施趴	記載すべき内容	○「黒字」により、保安規定に記載すべき内容を記載する。また、記載に当たっては、文書の体系がわかる範囲で記載する。○「<u>黒字(青下線)」</u>により、要求事項を実施する行為者を明確にする。○「<u>黒字(赤下線)</u>」により、保安規定の変更内容を記載する。
設保安規定	記載の考え方	○保安規定に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。○社内規定文書(2次文書等)に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。○保安規定及び社内規定文書(2次文書等)他に記載しない場合の考え方を記載する。
社内規	該当規定文書	○該当する社内規定文書(2 次文書等)を記載する。
定文書	記載内容の概要	○関連する社内規定文書(2次文書等)の具体的な記載内容を記載 する。

上流文書(設置変更許可申請書)から保安規定への記載内容 (本文五号+添付書類八)

社内規定文書	記載内容の概要	従前は、以下の教育を定期 的に実施する旨を記載していた。 a. 水災区域及及び水災区 画の設定 b. 火災から防護すべき 女全機能を有する構築 物、系統及び機器 c. 水災の影響所 信. 水災の影響所 同日の、原子炉施設内の火災 医域または火災医画に設 高神れる安全機能を有する 高神れる安全機能を有する 高神れる安全機能を有する 高神れる安全機能を有する の場または火災区画に設 を用のための可機等のの火災 数のための可機等の存む 減のための可機等の存む 及のための可機等を 減らための可機等を 減らためる可機等を 減らためる可機等を 減らためる。 表記についての教育訓 練に係る事項を反映する。
社	該当規定文書	・火災防護通達・火災防護計画
	記載の考え方	・ 海海中海 (海岸市 (海岸市 (海岸市 (海岸市 (海岸市 (海岸市 (海岸) (海岸 (海岸) (海岸 (海岸) (海岸 (海岸) (海岸 (海岸 (海岸) (海岸 (海岸) (海岸 (海岸 (海岸) (海岸 (海岸 (海岸) (海岸 (海岸) (海岸 (海岸) (海岸 (海岸) (海岸 (海岸) (海岸 (海岸) (海岸)
原子炉施設保安規定	記載すべき内容	添付2 火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準(第18条の3の2 関連) 1 火災
設置変更許可申請書【添付書類】	2021.5.19許可時点	10.5 水災防護設備 10.5.1 設計基準対象施設 10.5.1 設計基準対象施設 10.5.1 手順等 人災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の 所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保 及び教育訓練並びに火災防護対策を実施するために必要 有する構築物、系統及び機器を火災から防護するため、火 災区域及び水災区画を考慮した火災の発生防止、水災の早 概念に基づく火災防護対策等について定めるが、このう も、火災防護対策を実施するために必要な手順の主なもの (中略) (中略) (14) 原子控制的と、下の表別が機器を大災から防護 するこを自的として、火災が成別機器等、大の 災の発生防止、火災の感知及び消火並のに決度を対し 減のそれぞれを考慮した以下の教育を、定期的に実施する し、火災から防護すべき機器等、 し、火災の発生防止対策 し、火災の発生防止対策 。 水災の発生防止対策 。 水災の整生防止対策 息、火災の影響を対した以下の教育を、定期的に実施する 。 水災の発生防止対策 。 水災の整理性は対策 。 水災の整理性は対策 。 水災の整理を対す、 20機器。 5. 水災の影響を対し、 5. 水災の影響を対し、 5. 水災の影響を対し、 5. 水災の影響を対し、 5. 水災の影響を対し、 5. 水災の影響を対し、 5. 水災の影響を対し、 5. 水災の影響評価
設置変更許可申請書【本文】	2021.5.19許可時点	五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 ス・クの他発電用原子炉の附属施設の構造 (3) その他発電用原子炉の附属施設の構造 (1) 人 次 (3) その他の主要な事項 (1) 人 水 (5) を設め (4) を表現を確認し、水 (5) を設め (5) を必要を確認し、水 (5) を必要を確認し、水 (5) を (5)

大飯発電所原子炉施設保安規定に係る説明資料

(上流文書(設計及び工事計画)から保安規定への記載方針)

関西電力株式会社

目 次

- 1. 基本設計方針他に記載された運用事項の整理
- 2. 保安規定への反映フォーマットの説明

1. 基本設計方針他に記載された運用事項の整理

(1) 本資料の構成について

今回の整理では、要目表、基本設計方針及び添付説明書にて記載された運用要求事項は、条文毎にそれぞれ対応する記載を横並びで整理する。当社の資料構成の詳細については、別紙に示す。

(2) 運用要求事項の抽出方法及びその結果について

今回の整理における運用要求の抽出は、要目表、基本設計方針及び添付資料をそれぞれに対して以下のステップで実施した。

①運用要求の抽出

要目表、基本設計方針及び添付資料における運用要求の抽出は、以下の手順で実施した。抽出のフローを図1に示す。

Step1*1:基本設計方針については、「設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書」に規定する「様式-8」*2にて逐条的に整理された基本設計方針のうち、要求種別が「運用要求」と整理された基本設計方針条文の抽出を行う。

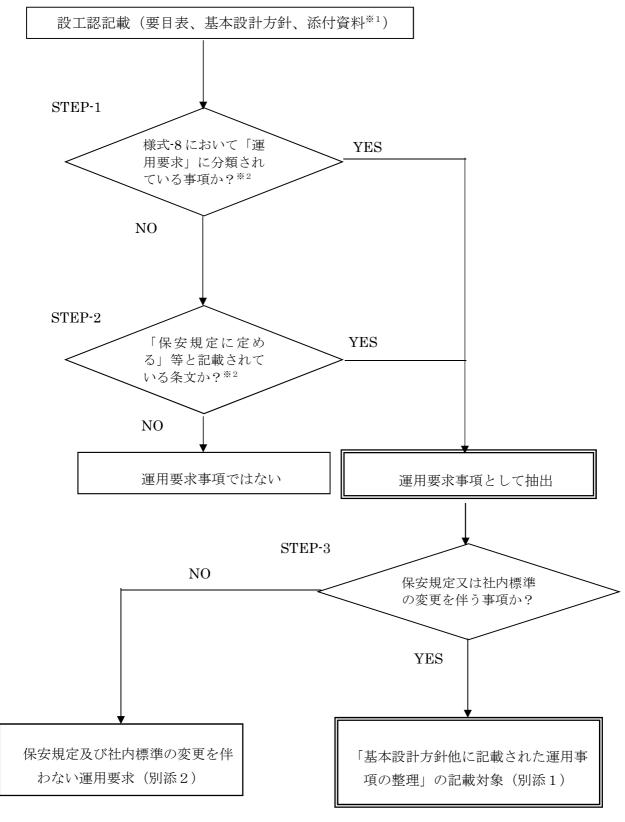
Step2*1: Step1 にて要求種別が「運用要求」以外と整理された基本設計方針条文、要目表及び添付資料において「保安規定に定める」等と記載され、かつ設計所管が運用で担保する事項であると判断した箇所の抽出を行う。

Step3 : 今回の変更(補正含む)申請に含まれる運用事項に関する条文の変更を示す観点から、保安規定変更(補正含む)申請の前後で、保安規定または社内標準の変更を伴うものを「基本設計方針他に記載された運用事項の整理」としてまとめた。また、変更を伴わないものは別リストとした。

- ※1 運用としての変更の有無に関わらず抽出
- ※2 様式-8:基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表

上記の抽出フローに基づいて抽出された運用に対し、関連する保安規定、社内標準及び社内標準の具体的記載案を整理した。

結果については、別添1「基本設計方針他に記載された運用事項の整理」及び別添2「保安規定及び 社内標準の変更を伴わない運用要求」にまとめた。



※1 工認の申請方法(号機寄せ)により、関連する他号炉の添付資料も含む。

※2 運用としての変更の有無に関わらず抽出する。

図1 基本設計方針抽出フロー

2. 保安規定への反映フォーマットの説明

	項目	説 明 内 容
基本設計方針		 ○「黒字」により、基本設計方針の内容を記載する。 ○「青字(青下線)」により、保安規定および関連する社内規定文書(2次文書等)に記載すべき内容を明確にする。 ○「緑字(緑下線)」により、関連する社内規定文書(2次文書等)に記載すべき内容を明確にする。 ○「様式条文」にて様式-8における技術基準規則条文を示す。 ○「施設区分」にて工事計画変更認可申請書における施設区分を示す。
説明資料		 ○「黒字」により、説明資料の内容を記載する。 ○「青字(青下線)」により、保安規定および関連する社内規定文書(2次文書等)に記載すべき内容を明確にする。 ○「緑字(緑下線)」により、関連する社内規定文書(2次文書等)に記載すべき内容を明確にする。 ○説明書番号/記載ページにて工事計画変更認可申請書(説明書)における説明書番号及び記載ページを示す。
原子炉施設保安規定	記載すべき内容	 ○「黒字(黒下線)」により、工事計画変更認可申請書(要目表・基本設計方針・説明書)に定義した「保安規定」に定めるべき内容に対応した記載を示す。 ○「黒字(赤下線)」により、今回の保安規定変更認可申請に伴う保安規定変更箇所を明確にする。
定	記載の考え方	〇「保安規定(内容)」の補足説明を示す。
社内規定文書	該当規定文書	○ 該当する社内規定文書 (2次文書等) を記載する。
	記載内容の概要	○ 社内標準における具体的記載案を示す。

社内規定文章	記載内容の概要	(版存・変更あり) な細に、保安度が記した一時的に特も込まれ よび申請率に関する内容について、社内規定へ を反映していた。 特別を対する発展を有する構築・系統立て、 機関を大災がも防護することを目的として、火災 影響能のために成立可能を自用として、火災 影響能のためにはか可能を自用する場所 なの容別が設立に必要な整理。 係る内容を社内規定文章に記載する 係る内容を社内規定文章に記載する によっな、保証がら社及地間が大に関する場所 については、保証がら社内規定文章に記載してい た内容に変更はない。
	該当規定文書	及 次 次 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5
	記載の考え方	(原本 中 金 中 金 中 金 中 金 中 金 中 金 中 金 中 金 中 金 中
原子何婾證保安規定	記載すべき内容	第42 大災、内部溢水、大山影響等、自然災害および有 第47 条型の20.2、第 18 条の20.2、第 18 条の34 上び第 18 条 20.2、第 18 条の20.0、第 18 条の34 上び第 18 条 1.3 數 榜面編の34 上び第 18 条の34 上び第 18 条 20.2 第 18 条の20.0、第 18 条の34 上び第 18 条 20.2 第 18 条の20.0、第 18 条の34 上び第 18 条 20.2 第 18 条の20.0、第 18 条の34 上び第 18 条 20.2 第 18 条の20.0 上び 20 年 20.4 人位 20 年 20.4 上述 20 年 20
号機(4号機は3号機に同じ) 製制管料	說明書記載	(1.) 大災の影響経過のうち大災的議外機器等の表情分離 について、水火間にする。 (2.) 水火切防線対象機器等に対する具体的方系統分離対象 理等の選用を組み合せて分離する場合 理像の適用を組み合せて分離する場合 理像の適用を組み合せて分離する場合 (2.) 大切防線対象機器等に対する系統分離対象の を対りでは対する。 (3.) 大切防線対象機器等に対する系統分離対象の を対しても対する。 (4.) 大力防を適用する。 (5.) 大切防線対象機器等に対する系統分離対象 (5.) 大切防線対象機器等に対する系統分離域 (5.) 大切防線対象機器等に対する系統分離対象 (5.) 大切放射がありの影像性が防止する。 (5.) 大切防線対象機器等に対する系統分 (5.) 大切防線が表面での需要を (5.) 大切がありを (5.) 大型に上途がありを (5.) 大型に上途がよります。 (5.) 大型に上途がよります。 (5.) 大型に上途がよりを (5.) 大型に上がある場のにより、電線管内部で大 (5.) 大型に上海が大型、大型配構ののが提出するイーファ (7.) 大型の関本で分離する場合、1.9 オルカーす (1.) 大型の関本で分解する場合には、超す大災の (1.) 大型な関本では、対象を (1.) 大型な関本でのを指する (1.) 大型な関本でのを指する (2.) 大型な関本でのを指する (2.) 大型な関本でのでは (2.) 大型な関本でのでは (2.) 大型な関本でのでは (2.) 大型な関本でのを (2.) 大型な関係を (2.) 大型な関係を (2.) 大型な関係を (3.) 大型な関係を (4.) 大型な関係を (4.) 大型な関係を (5.) 大型な関係を (5.) では、大型を (5.) では、
(大飯3	設用事事中 	一
「基本設計方針他に記載された運用事項の整理」 基本設計が	基本設計方針	1. 1. 火災防衛投稿の基本設計方針 1. 1. 3 大災の影響極減 1. 1. 3 大災の影響極減 (1) 火災の影響極減 (1) 火災の影響極減 (1) 火災の影響極減 (1) 火災の影響極減 (2) 水平距離 60 の範囲において第じろ上記イズはロと同等の 20 大災防衛外線機等の系統分離を入系列のいずれか一方 20 大災防衛外線機等は、近いと相談する系列のいずれか一方 20 大災の影響を対し、大人に、20 下間であった。 20 大災の再期等の分解に大人、20 下間を上する。 た、0 高を火災の下側が関係がら削が大股備を設置する 等、火災の平期等のの場合での場所に、20 下間では下してして よって、これに相当する系列間の系統分離を行うにとってして よって、これに相当する系列間の系統分解を行う解する場合 大人に指述する系列間の系統分解を行う解する場合 に、電線管に外部からの際表標等防止を目的とした難様をの開 熱シール材を処置することにより、電線管内筋で火災が落生し た場合でも自己指火する設計とする。
別添1	施設区分	8-4 人公 (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4
	様式条文	継 コ (炎) ※ (炎)